都城市教育振興基本計画 (平成 29 年度~平成 38 年度)



平成29年4月都城市教育委員会

目次

はじ	めに			 . 1
第1	章 計画の)基本的事項	. .	 . 2
1	計画策定	Eの趣旨		 . 2
2	計画の位	位置付け	. .	 . 2
3	計画の期	月間	. .	 . 2
第2	章 本市の	D教育がめざす姿と施策	. .	 . 3
1	本市の教	效育がめざすまちの姿	. .	 . 3
2	本市の教	效育がめざす人の姿	. .	 . 3
3	施策の基	基本目標	. .	 . 3
4	施策の体	本系	. .	 . 4
第3	章 本市に	こおける教育の現状と課題	. .	 . 7
1	学校教育	育について		 . 7
2	家庭や地	也域の教育力について		 . 17
3	生涯学習	習や文化活動について		 . 20
4	スポーツ	7活動について	. .	 . 27
第4	章 本市為	ぶ取り組む教育施策		 . 32
基	本目標1	市民総ぐるみによる教育の推進		 . 32
基	本目標2	次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成		 . 39
基	本目標3	ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進.		 50
基	本目標4	魅力ある教育環境の整備・充実		 54
基	本目標 5	生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進		 . 59
基	本目標 6	魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進		 . 68
第5	章 計画の)推進		 . 75
1	計画の抄	雀進体制		 . 75
9	計画の治	生行管理		75

はじめに

平成27年4月から新しい教育委員会制度が始まりました。

新制度への移行にあたっては、様々な議論がありましたが、これまでどおり教育に関する具体的な行政事務の執行権限は教育委員会にあり、教育委員会の「安定性、継続性、中立性」が担保されるという点ではこれまでと大きく変わるわけではありません。

一方、この制度のもと、本市においても市長が主催する総合教育会議において、教育委員が連携して教育大綱の策定に向けた検討を重ねてきました。

この度、平成29年度から公表となる4年間の教育大綱を勘案して、教育委員会では中長期的 視点に立った10年間の本市の教育振興基本計画を策定いたしました。

新制度の下、教育振興基本計画の実現にはこれまで以上に市長部局との緊密な連携と協働が大切になります。

今、学校教育に限っても、いじめ、不登校、貧困格差、発達障がいなど様々な課題を抱えています。これらを解決するには、本市の教育委員会が推進している学校運営協議会制度による地域とともにある学校づくりに加えて、専門機関や専門家と連携したチーム学校の取組が必要であります。

また、少子高齢化の進行やICTの進歩、グローバリゼーションの進展と私たちを取り巻く社会情勢は予想を超えるスピードで変化しており、それらにしっかり対応できる教育を構築し、教育環境も整備していかなければなりません。そのために、それぞれの地域において子どもはもとより市民自らが学ぶ、地域における学びの共同体を実現していくことが大切になります。

本市教育委員会としましては、ここに掲げた 10 年間の教育振興基本計画の達成を図るとともに、2月 18 日の「都城教育の日」を通して市民一人ひとりが自覚的に学びについて考え、誇りある「文化と歴史のかおる 文教のまち 都城」の創造に向けて努力して参ります。

平成 29 年 4 月

都城市教育委員会 教育長 黒木 哲德

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に施行された教育基本法においては、教育の目的や理念及び教育の実施に関する基本などが定められ、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を定めることが義務付けられました。また、地方公共団体においても、国の計画を参考に、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力することが新たに規定されました。

本市では、これまで、総合計画の基本理念のひとつに「豊かな心が育つまち」を掲げ、「人と人がふれあい、磨き合う、心ゆたかなまちづくり」を基本方針に、学校教育の充実をはじめとする基本施策を体系的に位置付け、様々な教育施策を総合的に推進してきました。

この基本方針を基に、教育分野の中長期的計画として「都城市教育振興基本計画」を定め、 家庭・学校・地域、行政が一体となり、教育行政を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育行政の推進を図る総合的な計画です。「都城市総合計画」を上位計画とし、 都城市教育大綱や、すでに策定されている他計画と整合性を図りながら、進めます。

年度	H20		27	28	29	30	31	32	33		38
						•					
全部局			総合計画						_		
土印用						教育	大綱				
教育委員会	毎年	年度教育基本方針を策定 教・					教育	振興基本	計画		
教月安貝云		スポーツ	施設整備	ビジョン			スポーツ	施設整備	ビジョン((第2次)	
福祉部	ラグも・子育				子育て支援	受事業計画					
田江田				放課後	子ども総合	合プラン行	f動計画				

3 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、教育等を取り巻く状況の変化や、国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、5年ごとの見直しを基本に、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 本市の教育がめざす姿と施策

1 本市の教育がめざすまちの姿

文化と歴史のかおる 文教のまち 都城

2 本市の教育がめざす人の姿

本市においては、市民みんなで、より良き社会を構築するために、一人ひとりが学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、2月18日を「都城教育の日」と定めました。 「都城教育の日」の宣言において掲げた目標を本市の教育がめざす人の姿とします。

「都城教育の日」宣言

- ○わたくしたちは、常に学び、 都城の明日を担う「人財」をめざします。
- ○わたくしたちは、自分を振り返り、学び合い、認め合い、助け合い、 平和で豊かなまちをつくります。
- ○わたくしたちは、家庭で、学校で、地域で、 自分を見つめ、自分でできることを考え、行動します。
- ○わたくしたちは、郷土の歴史を学び、 郷土を愛し、誇りを持てる人となる努力をします。

3 施策の基本目標

本市の教育がめざす姿の実現に向けて、次の6つを「施策の目標」として施策を推進します。

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

基本目標 5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進

4 施策の体系

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

施策1 家庭・学校・地域や企業・市民団 体等が一体となって取り組む教育 の推進

- (1)教育に関する市民意識の醸成
- (2)市民の教育活動への参画の充実
- (3)人権が尊重される社会をめざす教育の推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

- (1)家庭の教育力向上に向けた取組の充実
- (2)地域の教育力向上に向けた取組の充実
- (3) 放課後子ども教室の環境整備

施策3 地域とともにある学校づくりの推進

- (1)学校からの情報提供等の工夫・充実
- (2)学校運営協議会の取組の充実

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策1 確かな学力を育む教育の推進

- (1)保育所・幼稚園・認定こども園との連携推進
- (2)学力調査等の実施・分析
- (3)効果的な指導のための体制づくり
- (4)学びのセーフティーネットの構築

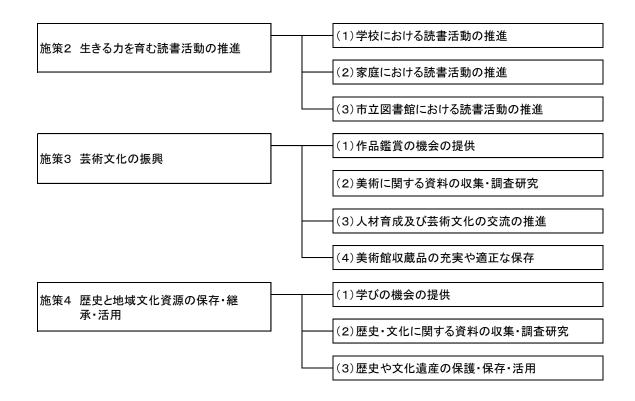
施策2 豊かな心を育む教育の推進

- (1)いじめ・不登校・非行の未然防止
- (2)道徳教育の充実
- (3)人権教育の充実
- (4)体験活動の充実
- (5)文化・芸術活動の充実

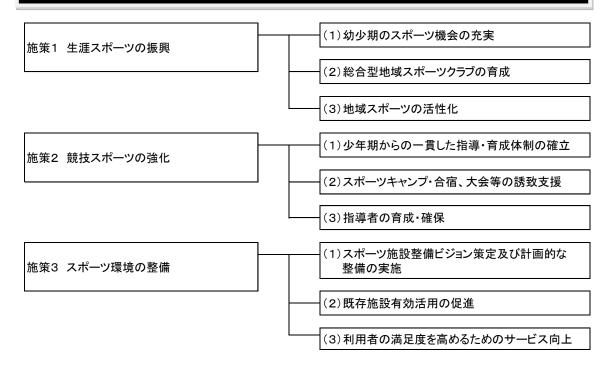
施策3 健やかな体を育む教育の推進

- (1)体力向上に向けた取組の推進
- (2)学校保健活動の充実
- (3)食育の推進

(1)安心・安全な学校給食の安定的な提供 施策4 健やかな心身を育む学校給食の 充実 (2)学校給食の献立内容の充実 (3)学校給食を活用した食育の推進 (1) 就学前から中学校卒業までの一貫した特別 施策5 特別な支援を必要とする子どもへ 支援体制の充実 の教育の推進 (2)特別支援学級、通常の学級における指導の 充実 基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進 (1)学校における「ふるさと教育」の充実 施策1 ふるさとに学び、誇りや郷土愛を育 む教育の推進 (2)地域における「ふるさと教育」の充実 (1)グローバル化に対応した教育の推進 施策2 グローバルな視野を持ち、世界で 活躍するための教育の推進 (2)学校における教育の情報化の推進 (3)学校におけるキャリア教育の推進 基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実 (1) 専門性や社会性同上のための取組の充実 施策1 教職員の資質向上 (2)教職員が能力を発揮できる環境の整備・充実 (1)安全・安心な学校施設の整備 施策2 学校安全の充実 (2) 実践的な防災教育等の推進 (1) 学校規模の適正化及び小規模校の振興 施策3 学校規模の適正化及び小規模 校の振興 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進 基本目標5 (1)生涯学習の機会と施設機能の充実 施策1 生涯学習・社会教育の振興 (2)社会教育の充実



基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進



第3章 本市における教育の現状と課題

1 学校教育について

(1) 就学前教育・保育施設について

近年、核家族化、少子高齢化が進む中、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、 平成27年度より子ども・子育てを量と質の両面から支援する子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が開始されました。

小学校就学前の施設としては、これまで保育所と幼稚園の二つが多く利用されてきましたが、 平成27年度の新制度開始に伴い、教育・保育施設の質の向上と量の拡充を目指して、認定こど も園への移行を推進し、保育の受け皿を拡大しました。

平成28年4月1日現在、公立保育所13園、私立保育園35園、小規模保育事業所*1)1箇所、公立幼稚園3園、私立幼稚園5園、認定こども園*2)28園となり、待機児童は発生していないものの、希望する保育所等に入所するために入所を保留する空き待ち児童*3)が一定数おり、特に市内中心部の0~2歳の受け皿が不足している状況です。

就学前の子どもの健全な心身の発達のため、福祉行政機関との連携を密にしながら、子どもを 安心して育てられる教育・保育施設の充実を図ることが必要です。

【教育・保育施設の施設数及び利用児童数】

(単位:施設、人)

5 /\	保育	育 園	小規模保育	幼利	推 園	認定	∧ ∌I.
区分	公立	私立	事業所	公立	私立	こども園	合計
施設数	13	35	1	3	5	28	85
児童数	418	2, 554	13	59	577	3, 079	6, 700

(資料:保育課 H28.4.1 現在)

※1) 小規模保育事業所:新制度において新たに市町村の認可事業となった事業の一つで、0~2歳を保育する定員19 人以下の事業所。

※2) 認定こども園:保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育で支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

※3) 空き待ち児童:市内の保育所等に空きがあるため、待機児童にはあたらないが、希望する保育所等に入所できず に入所を保留している児童。

(2)公立幼稚園について

本市の幼稚園のうち、公立幼稚園は高城地区のみに3園あります。この公立幼稚園3園については、昭和47年に石山幼稚園、昭和49年に有水幼稚園、昭和51年に高城幼稚園が、いずれも3小学校に併設される形で開園し、併設する小学校長が園長を兼ね、卒園後もほとんどの子どもが併設の小学校に入学しています。そのため、幼小一貫教育の「幼」を担うための機能に特化し

た幼稚園としての特色が強い状況です。

3園の園児は小学生と一緒に登園することにより、小学校入学前から登下校時の交通ルールなどを学ぶことができます。さらに、園児は、小学生と同じ学校給食をとり、配膳の手伝いを小学生が行うなどして、学校行事へ参加するとともに上級生との交流を通して学びを深めることもできます。

運動会については、石山幼稚園が幼小合同運動会、有水幼稚園が幼小中合同運動会を行っております。練習から当日の運動会まで長期間にわたり一緒に取り組むことによって、小学生、中学生には上級生としての自覚が芽生えるなど、異学年の交流の成果も報告されています。

また、有水地区においては、中学校の英語教諭が幼稚園で英語教育を実施する等、幼小中連携の取組を行っています。

このような公立幼稚園の取組は、就学前に小学校に慣れることができるため、保護者の不安の解消につながり、支持される結果となっています。これら公立幼稚園の取組は、就学前教育のモデル的なものとなっており、保護者や地域住民のニーズを把握し、その在り方について検討することが必要です。

(3) 就学前教育との連携・接続

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「生きる力」の基礎の 育成につながるものです。このため、就学前の教育・保育内容の充実に加え、現在も行っている 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続を図ることが大切です。

今後は、就学時検診や就学相談において、福祉部との連携・強化を図ることにより、子どもの 支援の在り方についての確実な引継ぎを実施することが重要です。

(4)設置している学校の状況

本市には、市立小学校38校、市立中学校19校の他、県立中学校が1校あります。

過去5年間の児童生徒数には大きな変化はありませんが、国の規定する1学校当たりの標準学級数12学級以上18学級以下については、平成28年度は12学級を下回る本市公立小・中学校が小学校で約63%、中学校で約74%であり、小規模校が多く、複式学級を有する学校もあります。

今後は、学校規模等適正審議委員会等での審議を通して、小規模校の在り方について保護者や 地域住民等の要望等に配慮しながら検討していくことが必要です。

【都城市児童生徒数の推移】

(単位:人)

					(1-12-17-7)
区 分	Н23	H24	H25	H26	H27
小学校	9, 524	9, 506	9, 452	9, 524	9, 482
中学校	4, 894	4, 804	4, 802	4, 793	4, 822
合 計	14, 418	14, 310	14, 254	14, 317	14, 304

(資料:公立小・中学校の学級編成状況報告書 毎年5.1現在)

【学級数規模別都城市立小·中学校数】

(単位:校)

	`	1 1 1 1 1 1 1 1
区 分	小学校	中学校
標準学級数未満の学校	24	14
標準学級数(12~18)の学校	7	4
標準学級数を超える学校	7	1
合 計	38	19

(資料:学校教育課 H28.5.1現在)

(5) 学力の状況

本市の児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査及びみやざき小・中学校学習状況調査の結果を県平均と比較すると、教科によって平均に達していないものがあります。

これからの社会を生きる子どもには、思考力・判断力・表現力・学びに向かう力や豊かな人間性が必要となるため、その基盤となる確かな学力を身に付けさせることが大切です。

各小・中学校においては、まず児童生徒の学力調査の結果等の分析を行い、児童生徒の実態に 応じた学習指導方法の工夫・改善を行うとともに、各小・中学校の校内研究の充実が図られるよ う、学校訪問等を通して啓発を行うことが必要です。

また、児童生徒の実態把握・分析を基にした効果的な指導体制を整えるために、小中一貫教育の推進、少人数指導の充実や大型デジタルテレビ、パソコン、書画カメラなどのICT*1)環境の整備が必要です。

一方で、保護者の経済状況や家庭環境等が、子どもの進学の機会や学力定着に影響を及ぼすことが指摘されています。

学力向上のため、学校運営協議会と連携を図った地域人材の活用や外部指導者の招聘等について、検討が必要です。

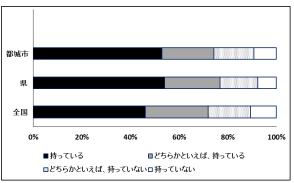
** 1) I C T:Information and Communication Technology の略。情報通信機器(パソコン、電子黒板、実物投影材など。)

(6) 将来の職業や生き方に関する意識

平成 28 年度全国学力・学習状況調査報告書によると、将来の夢や目標を「持っている」又は「どちらかといえば持っている」と回答した本市の児童の割合は 74%となっており、全国や県平均と同程度となっています。

一方で、近年、若者の早期離職への対応が課 題となっています。

そのため、児童生徒の発達の 段階に応じて、自らの力で、生 【将来の夢や目標を持っていますか】



(資料:平成28年度全国学力・学習状況調査報告書(本市の状況))

き方を選択していくことができる能力や態度を育てる教育の充実が求められています。

各学校のキャリア教育全体計画(構想)に基づいて、小・中学校の連携を図ることに加えて、 学校が、家庭や地域・社会、企業等との連携を図りながら、キャリア教育^{※1)}を進めることが必要です。

また、キャリア教育では、学習と関連付けた体験活動等を設定するなど、児童生徒が学びの中で自らの可能性を引き出すために、意欲を高め挑戦できる環境を整えるといった支援策が求められています。

%1)キャリア教育: 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

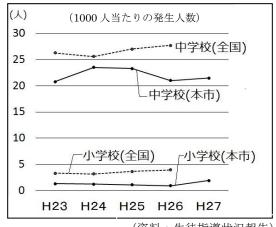
(7) 生徒指導の状況

少子化・核家族化等に伴う社会構造の変化により、生徒指導上の諸問題は多岐にわたり複雑化 しています。その中で、問題の未然防止・早期発見・早期対応のためにも、家庭・学校・地域が 一体となった取組を充実させる必要があります。

その対応策として、スプリング教室(適応 指導教室)を開設し、教育相談や学習指導を 行い、学校復帰を支援しています。

いじめ*2) に関しては、各学校の認知件数は 増加傾向にありますが、認知したいじめの解 消に向けて早急に対応することを重視してい ます。

今後とも、いじめや不登校のない学校づく りをめざすとともに、生徒指導体制の一層の 充実のために、関係機関と連携を図ることが



(資料:生徒指導状況報告)

重要です。

なお、中学校においては、不登校の生徒数が減少しない状況について、原因を見い出す必要が あります。

1	本市のい	じめの認知件数】	(単位
---	------	----------	-----

【本市の)	ハじめの	数】	(単位:	: 件)	
区分	Н23	H24	Н25	Н26	H27
小学校	1	11	1,532	1,902	1,891
中学校	1	8	235	245	192
合計	2	19	1,767	2, 147	2,083

<参考>「いじめの緊急調査(文部科学省)」を受 けて、認知の捉え方が変わったこと、平成25年度か らいじめの認知に向けた取組を更に見直し、いじめ の積極的な認知に向けて、より丁寧な調査を行った ことにより認知件数が増加している。

※1) 不登校:何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるい はしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)。

※2) いじめ:児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為(インターネット等の通信手段及びメディアを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象とな った児童等が心身の苦痛を感じているもの。

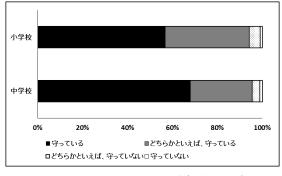
(8) 道徳心や規範意識

平成28年度の全国学力・学習状況調査によると、本市の状況は「学校の規則を守っている」 「人が困っているときに、進んで助ける」の項目で肯定的な回答をしている児童生徒がともに 80%を超えており、良好です。

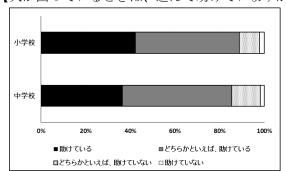
今後も、道徳心や規範意識を育むとともに、道徳の時間の学習と関連を図りながら、道徳的 実践力の育成を行っていくことが必要です。また、学校・家庭・地域のより一層の連携や、様々 な体験活動の充実に取り組んでいくことが大切です。

また、いじめや差別問題のない思いやりのある心をもった児童生徒の育成のため、小・中学 校9年間を通した道徳教育の更なる推進を図る必要があります。

【学校の規則を守っていますか】



【人が困っているときは、進んで助けていますか】



(資料:平成28年度全国学力・学習状況調査報告書(本市の状況))

(9) 体力の状況

本市の児童生徒の体力・運動能力は全国平均と比べると、高い傾向にあります。

しかし、スポーツ少年団や部活動など普段から運動に親しむ児童生徒も多くいる反面、運動をする機会が乏しい児童生徒もいるなど、運動に対する取組に二極化が見られます。

今後は、学校教育の中で、体育の授業を中心に児童生徒が自ら運動に親しむことができるような指導を行うことが一層重視されます。

家庭や地域においても、日常的に運動に取り組むことができる環境づくりを進めていくことが必要です。

【平成27年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査における本市の状況】

区 分	小学校	小学校	中学校	中学校
	5年生男子	5年生女子	2年生男子	2年生女子
	反復横とび、 シャトルラン、 50m走、立ち幅跳 び、ソフトボー	こし、反復横と び、シャトルラ ン、50m走、立ち	トルラン、50m 走、ハンドボー	4種目 (握力、反復横 とび、シャトル ラン、ハンド ボール投げ)

(資料:平成27年度全国体力・運動能力運動習慣等調査)

<参考>・小学校:8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ)

・中学校:9種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ)

(10) 障がいのある子どもへの対応

本市では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、年々増加しています。また、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で指導を受けている児童生徒や、就学前の相談件数も増加しています。

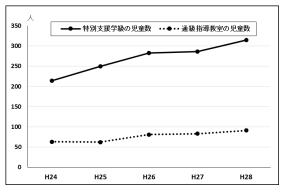
また、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、学校の設置者及び学校は、各学校において、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」**1)を提供することが求められています。

本市としては、一人ひとりの障がいに応じ、特別支援教育のニーズに合わせた教育環境を提供できるよう、支援員の配置や施設整備等を行っています。また、就学前から就学、就労までをつなげるため、関係機関との連携を強化しています。

一方、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導体制や障がいに応じた専門的な指導力の向上が課題となっています。

また、学校施設のバリアフリー化、特別支援教室の設備の充実なども必要です。

【本市の特別支援学級・通級指導教室の児童生徒数の推移】



(資料:通級による指導実施状況調査票)

※1) 合理的配慮:障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場面に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担は課さないもの。

(11) グローバルな人材の育成

国際化・情報化が急速に進展している中で、これらの変化の激しい社会を生き抜く力を育む ことが求められています。このため、自国の文化とともに異文化を理解し、グローバルな視点 を備えた児童生徒の育成が必要です。

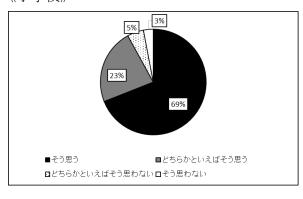
本市では、英語教育の充実を図るために中学校の英語科の授業におけるALT*1)の活用の充実と、小学校の外国語活動におけるALTの活用について、一層の推進を図るため、ALTの増員を行っています。

また、平成28年度より、市内の中学生とオーストラリアの中学生が、互いにホームステイを行う中学生海外交流事業を始めました。

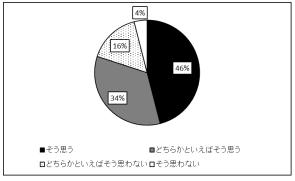
今後は、英語圏だけでなく、様々な文化に対する理解を深めさせる体験活動の充実を図りながら、日本人としてのアイデンティティを高めるためのふるさと教育の充実も必要です。 ※1) ALT: 外国語指導助手のことであり、基本的には担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業に係る補助をする方。

【あなたは英語が使えるようになりたいですか】

《小学校》



《中学校》



(資料:平成27年度都城市児童生徒調査)

(12) ふるさと教育の推進

本市には、歴史的に意義のある史跡や多くの文化財があります。また、民俗芸能や伝統的行

事なども多く残っています。

地域とのつながりが薄れ、人口減少や核家族化が進む中で、これらにふれながら学習を進め ることは、児童生徒にとっては、大切です。

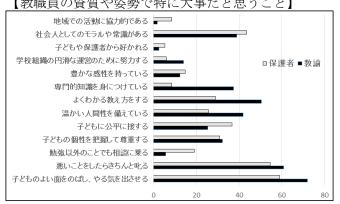
そこで、学校や地域において、地域資源を教育資源として捉え、ふるさと教育を推進するこ とにより、よりふるさとを知り、ふるさとを感じ、ふるさととの関わりを深めさせ、児童生徒 にふるさと都城市に対する誇りや郷土愛を育むこととなります。

(13) 教職員への期待

これからの教職員は、子どもに生 きる力を育成するために、いじめや 不登校など学校教育をめぐる様々な 課題に適切に対応するとともに、保 護者や地域の信頼を得ながら教育活 動を進めていくことが大切です。

そのために、求められる資質とし て、高い専門性、教師としての倫理 観、高いマネジメント能力等があげ られます。

【教職員の資質や姿勢で特に大事だと思うこと】



(資料:平成26年度みやざきの教育に関する調査(県教育委員会))

また、教師として学び続け研鑽を積む等、恒常的な資質向上が求められています。

一方で、様々な教育的課題に対応していくための教職員の業務は、多様化・複雑化していま す。今後は、教職員の多忙化を解消することや、心身の健康対策を充実させていくためにも、 働きやすい環境づくりが大きな課題となっています。

さらに、今後、経験豊富な教職員の大量退職や、若手教職員の増加傾向が予想されることを 考えると、教職員同士の学び合いとなるOJT※1)を推進していく必要があります。

※1) OJT (On the Job Training) : 職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能 力を組織的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

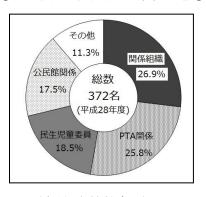
(14) 地域とともにある学校づくり

多様化、複雑化する教育課題に対応するためには、保護 者や地域住民の力を学校運営に生かすことが必要です。

そのため、平成25年度に全小・中学校に学校運営協議会 を設置し、全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを めざすことにしました。それ以降、保護者や地域住民が学 校運営に参画しています。また、学校支援ボランティア活 動も、各地域の実情に応じながら展開されています。

今後とも、コミュニティ・スクールを推進し、地域総ぐ

【本市学校運営協議会委員の内訳】



(資料:学校教育課)

るみで本市の教育的課題解決を図っていくことが必要です。

(15) 学校施設の状況

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、安全、安心な教育環境の整備が必要です。児童生徒や地域住民が安心して学校を利用できるよう、施設の老朽化対策に努めるとともに、バリアフリー化を図っていくことが必要です。

本市では、小・中学校の図書室、中学校の教育相談室に空調設備の整備を進めています。

また、学校施設は、平成27年度末に構造体の耐震化を100%達成しましたが、建築後30年以上経過した建物が約6割を占めており、耐震性には問題がないものの、近年の大規模な地震では、全国的に、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害が報告されています。

多くの学校施設は、災害発生時の避難所に指定されているため、安全性の確保が極めて重要であり、年次的に点検を行い、危険性の高い施設から改修を行っていくことが必要です。

さらに、屋外施設においてもプールの劣化、運動場の排水不良及び遊具の劣化等がみられる ため、定期的に点検を行い、危険性の高いものから改修を行っていくことも必要です。

少子化の影響で、児童生徒数は、全体的に減少傾向にあります。しかし、横市地区、五十市 地区、祝吉地区等では児童生徒が増加しており、そのことによる教室不足が懸念される学校も あります。さらに特別支援学級の増加による教室不足、習熟度別指導のための教室などに対応 することも求められています。

今後、公共施設等総合管理計画の策定に合わせ、学校施設の個別の整備計画も立案していくことが必要です。

【学校の非構造部材の耐震化率及び図書室空調設備率】

(単位:%)

区 分		Н23	H24	H25	H26	H27
耐震化率		72.8	86. 1	93. 5	97.8	100.0
図書室	小学校	57. 1	60.0	68. 6	80.0	100.0
空調設備率	中学校	41. 2	47. 1	58.8	82. 3	88. 2

(資料:教育総務課)

【学校施設の建物棟数一覧表】

(単位:棟)

区	分	全棟数	S57年以降の建物 (新耐震基準)	S56年以前の建物 (旧耐震基準)	S56年以前に建築され、耐震性がある 建物(耐震化率)
	校舎	268	137	131	131(100%)
小・中学校	体育館	53	50	3	3(100%)
	計	321	187	134	134(100%)

(資料:教育総務課)

(16) 防災教育の状況

近年、学校への不審者侵入や、登下校中における犯罪被害や交通事故など、学校内外で児童 生徒が犠牲となる事件・事故が発生しており、地域ぐるみで児童生徒の安全を守り、安心して 過ごせる環境を整備することが求められています。

そのため、各学校において作成している危機管理マニュアル及び学校安全計画に基づき、児童生徒の安全を守るための取組を一層推進するとともに、保護者や地域住民、様々なボランティア等と連携を図り、学校安全体制の強化に努めることが必要です。

また、非常災害時に備え、学校では、定期的な避難訓練や、専門家と連携した職員研修等に取り組んでいます。さらに、地域の人やPTAが中心となった防災訓練が行なわれている学校もあります。災害発生時に児童生徒が、主体的に行動できる実践的な防災教育等が求められています。

(17) 学校給食、食育の状況

本市では、市内5箇所の給食センターによって、幼稚園3園、小学校37校、中学校18校へ1 日約16,000食の給食を提供しています。

学校給食は、児童生徒の健康増進とその保持、望ましい食習慣の習得、社交性や協働の精神の向上、生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度の涵養、さらには地域の優れた伝統的食文化について理解を深めさせることを目標としています。

心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と判断力を養う上で、重要な役割を担うものです。

近年、児童生徒の栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、過度の痩身志向など食生活の乱れや食物アレルギー等による健康への影響が広く指摘される中、平成17年には食育基本法により、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎と位置付けられました。本市では栄養教諭が中心となり、学校給食における地産地消と食育の推進及び食物アレルギー対策に取り組んでいます。今後も学校給食を生きた教材として活用し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の心身の健全な発達を促していくことが重要です。

併せて、安心安全な学校給食を安定的に提供するために、衛生管理の徹底に努めるとともに、

施設の整備や調理器具等の計画的な更新に努めることが必要です。

また、現在、市内5箇所のうち3箇所が民間事業者へ調理及び配送業務を委託しており、運営についての検討が必要です。

【都城市学校給食センターの概要】

(単位:園、校、食数/日)

h th		2	学校数 等		A 141.
名称	所在地	幼稚園	小学校	中学校	食数
都城学校給食センター	横市町		19	10	11,832
山之口学校給食センター	山之口町		3	1	628
高城学校給食センター	高城町	3	5	3	1,519
山田学校給食センター	山田町		5	2	712
高崎学校給食センター	高崎町		5	2	683

(資料:学校給食課 H28.5.1現在)

【健やかな心身を育む「食」の推進事業※1) 実績】

(単位:校)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	5	6	5	7	8
中学校	6	4	4	2	3
合 計	11	10	9	9	11

(資料:学校給食課)

※1) 健やかな心身を育む「食」の推進事業:市内の学校栄養教諭が配置されている特定の学校に栄養教諭の加配を行い、各学校からの依頼に応じて、学校栄養教諭が「食」に関する講話等の食育指導を実施する県の事業。

2 家庭や地域の教育力について

(1)家庭や地域の教育力

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。家族とのふれあいを通じ、子どもの基本的な倫理観・自制心や自立心を育てることが大切です。

そして、家庭は、それらの基本となる「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う、最終的な責任を負わなければなりません。

しかしながら、少子化・高齢化・核家族化・価値観の多様化など、急激な社会の変化にともない、道徳観や地域社会における人と人とのつながりの希薄化・家庭の教育力低下など、様々な問題が発生しています。

本市では、保護者が、家庭教育を行うのに必要な知識や技術を学習する機会を持つため、小・中学校、幼稚園等に家庭教育学級の開設を支援しており、各学級とも市補助金を活用して、学習

会の開催や研修に取り組んでいます。しかし、家庭教育学級生は、平成 23 年度の 2,922 人から 平成 27 年度は 2,456 人と減少しています。

今後、家庭教育学級の運営については、変化していく社会の課題や保護者のニーズに、どのように対応していくか研究していく必要があるとともに、未参加保護者に対して、家庭教育の意義や大切さを啓発し、参加率を向上させる努力をしなければなりません。

青少年の健全な育成を図るため、地域の子どもは地域で守り育てるという意識の醸成を図り、 家庭・学校・地域が連携した更なる取組の展開が必要です。

【家庭教育学級の学級数・学級生の推移】

(単位:学級数、人)

区分	Н23		H24		H25		Н26		Н27	
	学級数	学級生	学級数	学級生	学級数	学級生	学級数	学級生	学級数	学級生
保育園 · 幼稚園等	14	547	14	505	13	448	13	433	13	445
小学校	36	1,882	36	1, 589	36	1,693	36	1, 777	36	1, 592
中学校	18	493	17	550	17	499	16	468	15	419
合 計	68	2, 922	67	2, 644	66	2,640	65	2,678	64	2, 456

(資料:生涯学習課)

<参考> 笛水小・中学校は、中学校に計上。

(2) 学びのセーフティーネットの構築

保護者の経済状況や家庭環境等による学力格差が、児童生徒のその後の就労・賃金等の格差に つながることが懸念されます。

そのような中、児童生徒の保護者に対しては、家庭の経済状況に応じて就学援助を行っています。さらに、義務教育修了後、向学心に富み、学術優秀であるにもかかわらず家庭の経済状況によって修学が困難な者には、奨学金を貸与しています。

今後は、家庭・学校・地域や福祉行政機関等の関係者が連携しつつ、それぞれの役割を果たすことにより、児童生徒の社会参加・自立に必要な知識・能力を、一人ひとりが身に付けられるようにしていくことが必要です。

(3) 放課後の子どもの居場所づくり

少子化及び核家族化が進む中、活力ある地域社会を創造するには、安心して児童を預けること ができる環境を整備することが必要です。

共働き家庭等の「小1の壁」**1) を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、豊かな人間性と生きる力を育むことができるよう、本市では、放課後子ども教室、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービスを設置しています。

放課後子ども教室は、文部科学省所管の事業で、全ての児童が対象です。地域の方々の協力を 得ながら、スポーツ・文化活動や地域に根ざした体験・交流活動等を通して、創造性豊かな人間 性を育むことを目的としています。

一方、放課後児童クラブは、厚生労働省所管の事業で、保護者の就労等が要件となっており、 保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら、生活の場を提供し、安全な遊びの場の提供や生 活指導を行うことを目的としています。

さらに、放課後等デイサービスは、6歳から18歳までの障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。

本市では、国が進めている「放課後子ども総合プラン」に基づいて、平成28年3月に「都城市 放課後子ども総合プラン行動計画」を策定しました。この行動計画により放課後児童クラブと放 課後子ども教室の一体型又は連携型を含めた計画的な整備が必要です。

生涯学習課で実施している放課後子ども教室につきましては、市内8 教室開設しており、運営には、コーディネーターやスタッフなど地域ボランティアの理解と協力が不可欠です。現状の人員体制を維持するとともに、新たな人員確保や後継者育成が課題となっています。

西岳地区、高崎地区(縄瀬)については、放課後子ども教室を実施中の校区ですが、今後は保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後児童クラブを開設するため福祉部との連携が必要です。 ※1)「小1の壁」:保育所等を利用していた共働き家庭等において、児童の小学校就学後、安全・安心な放課後等の居場所の確保が困難になる問題のこと。

【放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実績】

(単位: 箇所、人)

区 分		H24	H25	H26	H27	H28
放課後児童	箇所	38	39	42	47	52
クラブ	登録児童	1, 310	1, 334	1, 462	1, 589	1, 769
放課後子ど	箇所	10	10	10	9	10
も教室	登録児童	327	291	288	250	220

(資料:保育課及び生涯学習課)

(参考)登録児童数は、放課後児童クラブは各年 5 月 1 日。放課後子ども教室の H24~H27 は 3 月末、H28 は 10 月末。

(4) 人権学習・人権啓発について

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言でうたわれ、日本国憲法においても基本的人権の尊重が明文化されています。

しかし、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がいがある人の人権など、現在も

多くの人権問題が存在しています。

さらに、グローバル化や高度情報化・少子化・高齢社会などの急激な社会情勢の変化の中で、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も発生しており、人権尊重の正しい理解は、未だに市民の中に十分に定着していない状況と言えます。

本市では、これまで人権問題の解決のため、様々な人権学習や人権啓発推進大会などを展開してきました。

今後も、人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、差別解消に向けての学習と啓発活動の在り方を研究しながら、人権問題についての正しい理解と認識を、より一層深めるための積極的な取組が求められています。

3 生涯学習や文化活動について

(1) 生涯学習・社会教育

近年、少子化・高齢社会の進展やグローバル化・高度情報化の進展など、急激な生活環境や 社会変化により、価値観の多様化が進んでいます。心豊かで充実した人生を送るには、生涯に わたって自己を高めていく学習活動が不可欠であり、生きがいづくりのために、生涯学習の果 たす役割は、ますます重要となっています。

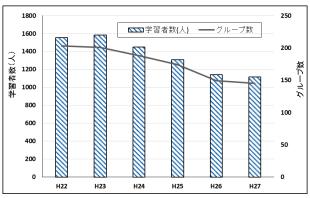
市民一人ひとりが自分にあった形で主体的に情報を選択し、新たな知識・技術を身に付けるために生涯学習が必要です。

また、自らを磨き高めるための学びの場として、「いつでも、どこでも、だれでも、なんで

も」学習に参加できる講座の充実を図ること が大切です。

まず、青年期の生涯学習の機会として、勤労 青少年ホーム(カレッジピア)があります。働 く青少年が余暇を活用して、各種の教養講座や スポーツクラブ活動等で友人の輪を広げ、コミ ュニケーションを図る場となっています。さら に、クラブ活動を超えて全体での交流会や、地 域行事へ参加して、会員同士の交流や地域への 貢献をめざして活動しています。





次に中高年期の学習者については、健康志向が高いため、健康や体力づくりに励むことができるような学習内容の充実も求められています。

そこで、魅力のあるプログラムを形成し、様々な世代の生涯学習ニーズと学習形態の変化にも対応できる仕組みづくりが重要です。

さらに、それぞれが学んだ成果を発表するなど、地域づくりに生かせるような仕組みも構築 することが必要です。

また、生涯学習環境を支える指導者が減少していることも課題となっています。指導者の育

成を促進し、指導者と学習者をつなぐネットワークの更なる充実が必要です。

そして、公立公民館等の社会教育施設については、学習・交流活動・情報の拠点としての役割が期待されています。多くの公立公民館は、建設年度から40数年経過しており、老朽化が進んでいます。また、駐車場が狭い、2階建て構造等の理由により、多様な利用者、特に高齢者等に対応できていない状況があります。さらに、避難所等の防災拠点としての役割も担っているため、利用者に負担の少ない多機能な施設として期待されています。

今後、施設の修繕を行いながら、計画的に整備を進めていくことが必要です。

社会教育団体としては、昭和47年2月に「第1回社会教育振興大会」が開催されたのを契機に、昭和48年1月に自治公民館、青年、婦人、PTA、高齢者クラブ、文化協会の6団体が集まって、都城市社会教育関係団体等連絡協議会(社教連)が結成されました。

その後、子ども会育成連絡協議会や民生・児童委員協議会、壮年団体連絡協議会が加入し組織されました。これと並行して地区ごとの組織づくりも積極的に推進し、昭和53年、横市地区社教連の結成・加入で11地区の社教連が組織されました。

平成22年より各地区にまちづくり協議会が設置され、地区社教連と一本化された6地区のまちづくり協議会が加入しました。また、旧4町で唯一、地区社教連組織のある高崎地区社教連も加入し、現在は19団体で構成されています。

各社会教育団体は社会の変化や高齢化等により会員数の減少が進んでおり、今後は組織の有り方を再考し、魅力ある組織づくりを推進するなど、組織の活性化が必要です。

平成 20 年の社会教育法の改正により、家庭・学校・地域の連携・協力が地方公共団体の任務となりました。

それにより、教育委員会の責務として、地域住民の学習の成果を活用する機会や、児童の放 課後の居場所づくりに関する事項等が追加されました。

これを受け、本市では、放課後子ども教室による学校と地域との連携・協働を推進する体制づくりに取り組んでいます。このことは、児童の教育環境を改善するのみならず、多くの地域住民が学校支援や放課後等の活動に参画するなど地域住民の絆を強く結び付け、活力あるコミュニティの形成につながっています。

(2)図書に親しむ環境づくり

図書館は、市民に情報、知識、教養等を提供する社会教育及び生涯学習の拠点施設として大きな役割を担っています。都城市立図書館は、昭和46年に現施設が開館しました。

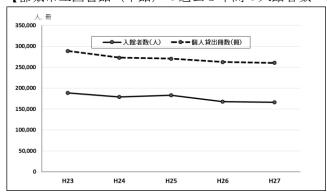
現在の図書館の年間入館者数は約17万人、蔵書数約42万冊のうち開架冊数は約10万冊です。また、平成21年には都城市立図書館の分館として都城市立高城図書館が開館しました。 高城図書館の年間入館者数は約5万2千人で、蔵書数は約8万冊、うち開架冊数は約4万7千冊です。

また、高崎地区では「たちばな学び館」、山田地区・山之口地区ではそれぞれ地区公民館に図書室を設け図書館サービスを提供しています。さらに、遠隔地の利用者のために移動図書館

車「くれよん号」を巡回させています。

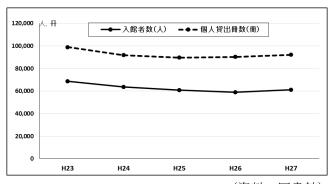
現都城市立図書館は築 45 年で老朽化が進み、郷土館を併設していた関係で開架スペースや 閲覧室が狭く、市民より新図書館建設の要望が多数寄せられていました。現在、中心市街地中 核施設支援事業計画の中で新図書館の建設計画が進んでおり、平成 30 年春の開館をめざして います。

【都城市立図書館(本館)の過去5年間の入館者数・個人貸出冊数の推移】



(資料:図書館)

【4総合支所管内図書館・図書室の過去5年間の入館者数・個人貸出冊数の推移】



(資料:図書館)

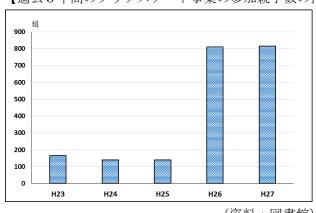
移動図書館車については、合併による活動範囲の広がりに伴い、旧4町の小学校を中心に立 寄箇所の拡充を図ってまいりました。しかし、それによって旧市内の一般・高齢者向け立寄箇 所を廃止せざるを得ず、現在の一台のみの体制では、需要の拡大にいかに対応するかが課題と なっています。

図書館の役割として重要な読書啓発活動は、小学生を対象とした読書感想文コンクールを開催し、児童の読書に関する関心が高まることをめざしています。

また、一般向けの同様の取組として全国フリーペーパー展、講演会、図書ふれあい広場等の 図書館まつりイベントも開催しています。

さらに、乳幼児等を対象としたブックスタート**1) として初めての読み聞かせ講座事業・ブックプレゼント事業を実施し、読み聞かせの早期着手の推進と親子ふれあいの機会を創出しています。

小学校においては、全38校に小学校図書館サポーターを20名配置し、小学校図書館の環境 整備、蔵書管理、読み聞かせ等を行っています。また、小学校図書館では、それらの学校にお ける読書活動を支援しています。中学校においては、平成28年度に県が実施した中学校読書活 動推進事業での成果を踏まえ、本市の読書に親しむ生徒の育成について研究を深めていきます。



【過去5年間のブックスタート事業の参加親子数の推移】

(資料:図書館)

(参考) H23~H25 は「親子絵本ふれあい事業」(図書館にて実施)、H26 年度以降は「初めての読み聞かせ事業」(こ ども課が実施する4ヶ月健康相談時に実施)。

※1) ブックスタート:親子がより本に親しむきっかけづくりのため、1992 年に英国で始まった事業。絵本を読むの ではなく、赤ちゃんと絵本を開く楽しいひとときを分かち合う、そのきっかけを、すべての赤ちゃんのもとへ届けよう と始まった活動。

(3)芸術文化の振興

薩摩画壇発祥の地と評され、歴史的に美術とつながりの深い都城市は、昭和56年に県内初 の公立美術館を開館し、以来、施設、事業の充実に努めてきました。

平成11年度の大規模改修により、国内標準規模の展覧会を開催できる広さの展示室となり ました。

しかし、体験型のワークショップなどに対応できる実習室やミュージアムショップやカフェ 等、利用者のアメニティに配慮する設備などが整備されていません。

開館後30年以上が経過し、施設や設備等の老朽化に対応するため、計画的な維持補修が必 要となっていますが、施設の性格上、特殊な機器や機材を使用している箇所も多く、補修費や 改修費用が高額となります。そのため、現在は必要最小限の補修にとどまっています。

一方、美術館活動として、収蔵品の充実を図っており、日本画の山内多門や洋画の山田新一 といった郷土ゆかりの作家の作品をはじめ、現代へつながる若手作家の作品にも注目した収集 活動を行っており、現時点の収蔵品件数は1,199件です。

これらの収蔵作品を基に企画する収蔵作品展(常設展)や、特別展の開催期間中の利用者ア ンケートの結果、70%から80%の利用者が満足しているという結果です。

作品の保存・修復への対応はもちろんのこと、本市の規模にふさわしい収集や調査研究、企 画、事業等の実施が必要です。

しかし、特に企画、調査研究、他館との連絡調整等を主な業務とする学芸員に求められる業 務が多く、重要な業務のひとつである郷土作家等の調査研究が進んでいないのが現状です。

今後、人材育成と芸術文化活動を支援するため、特別展の開催など、すぐれた美術作品を鑑 賞する機会の提供や、市民に作品の発表の場を提供するなど、公立美術館として期待される役 割を果たし、南九州の拠点美術館としての評価を高めていくことが必要です。

【特別展入館者数の推移】

【特別展入	【特別展入館者数の推移】				
年度	展覧会名	入館者数			
Н23	素顔の佐伯祐三と山田新一展	4, 880			
H24	巨匠たちのパンフレット展	4, 277			
H25	生誕130年 魯山人の宇宙展	7, 361			
H26	鱸利彦 生誕120年展	2, 286			
H27	日韓近代美術家のまなざし展	1, 959			

(資料:美術館)

【主な郷土作家の収蔵作品数】 【直近5年間の新収蔵作品の推移】

(単位:件)

作家名	作品件数
山内 多門	106
益田 玉城	36
山田 新一	215

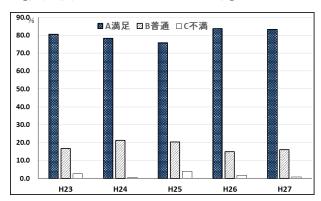
(資料:美術館)

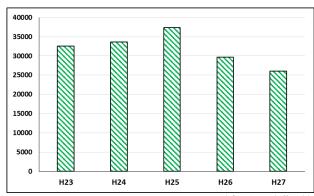
(単位:件)

年度	新収蔵作品	主な収集作品
H23	3	和田英作「三保松原」
п23	3	杉本博司「Timeexposed海景シリーズ」
H24	46	鱸利彦作品資料寄贈
H25	6	藤島武二「山の目の出」
пда	б	日岡兼三「時」
H26	6	大上敏男「メトロ」
п20	, and a	森田透「イブⅡ」
H27	4	山田新一「俘虜二人」

(資料:美術館)

【美術館利用者へのアンケート結果】





(資料資料(新新館)

(4) 歴史と地域文化資源の継承

都城市には、先人たちが培ってきた数多くの有形 ・無形の文化財や地下に包蔵された埋蔵文化財があ ります。

これらの文化財を適切に保存・活用し、確実に次 世代に継承していくことが市の責務です。また、民 俗芸能の伝承のためには、地元の住民の理解と協力 が重要ですが、後継者の育成等が喫緊の課題です。

本市では、市内にある文化財を市指定文化財に指 定して保護を図るとともに、未指定の文化財も調査 し、その把握に努めています。

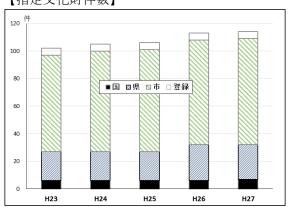
また、埋蔵文化財については、開発事業者との協 議を行い開発のために破壊される遺跡については、 記録保存のため、発掘調査を行って「発掘調査報告 書」を作成しています。

ただ、こうした一方で、指定文化財等を所有する 個人は、その文化財の補修等の費用が大きな負担と なっています。

歴史や文化財を活用した事業として、都城島津邸 や都城歴史資料館等での展示をはじめ、小・中学校 への出前授業や巡回企画展等を行っています。

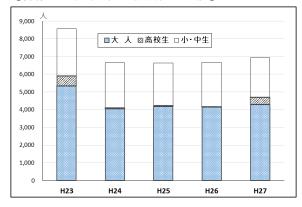
【指定文化財件数】

【美術館の年間入館者数の推移】



(資料:文化財課)

【都城歴史資料館入館者数の推移】



(資料:文化財課)

それらの普及啓発のために、インターネット上での情報公開、企画展・特別展にあわせたシン ポジウムや講演会及び歴史講座等を開催しています。

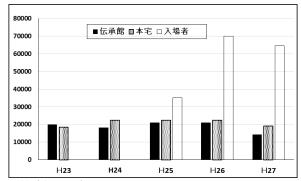
また、毎年小学校6年生に「都城の歴史と人物」を配付し、授業で活用しています。その他に、 「都城市の文化財」や「都城島津伝承館史料集」、企画展・特別展図録等の書籍の刊行を行っ

ています。

今後もこれらの施策を進める上で、学校教育 現場との連携強化、地域住民の文化財保護に対 する理解と関心を深める方策の充実が不可欠 です。また、外国人観光客に対応した観光ガイ ド育成や案内板等の設置も求められています。 さらに、展示施設を活用した文化財の積極的 な公開が期待されています。

都城島津邸は毎年、収蔵史料展に加え、企

【都城島津邸入館者数の推移】



(参考) 入場者カウンターは H25 に設置。

(資料:都城市島津邸)

画展・特別展を開催し、著名な国宝・重要文化財を展示してきました。その結果、平成27年8月27日付けで、国宝・重要文化財を適切に保存・公開できる公開承認施設に文化庁より認定されました。県内唯一の公開承認施設であり、今後は、南九州のリーダー的存在として、適切で模範的な文化財の保存・展示に心がけていくことが必要です。

現在、指定を受けていない文化財を含めた全ての文化財の保護や、市内の各地に散在している 出土品集約化とその保存施設の設置や、文化財に関する専門的な知識・技術を有する学芸員を継 続的に確保する仕組みづくり等も必要です。

【都城島津伝承館での企画展・特別展】

年度	企画展	特別展
H23	都城の『おとのさま』	柳川立花家と島津家
		-近世大名家の文化と交流-
H24	まもる武 たたかう武	都城と琉球王国
	都城島津家入部 660 年記念 都城と島津	
	660 年の旅	
H25	災害と都城のひとびと	幕末維新 近代国家への飛躍
	宮崎県置県130年記念 藩から県へ	ー島津久光と島津久静一
	-近代都城の出発-	
H26	都城の対外交流と唐人町	島津と北郷の時代
		-鎌倉・南北朝期の南九州-
		みやこんじょ力の発信
		-紫舟と都城島津家史料の出会い-
H27	薩摩のもののふ	江戸時代の地図作成と地誌編さん事業
		-認識される地域-
		都城 美の足跡
		- 雪舟ゆかりの絵師から現代作家まで-
		(都城島津邸・都城市立美術館合同展)

(資料:都城市島津邸)

4 スポーツ活動について

(1) 生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、心身の健全な発達、健康 の維持・増進を図るために必要不可欠です。

スポーツ活動を推進するためには、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢などに応じて「いっても、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、ソフト・ハード両面からの生涯スポーツの環境づくりが重要です。

生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を形成する上で、重要な意味を持つ幼少期のスポーツ活動については、都城市体育協会と連携を図りながら、前期・後期 10 回ずつ開催している「親と子のスポーツ教室」があります。しかし、教室の参加者は減少傾向にあり、十分な取組ができているとはいえません。

また、長年にわたり、子どものスポーツ機会の確保などに大きく貢献してきたスポーツ少年団は、近年では団数、団員数ともに、減少傾向にあり、団員と指導者の確保が課題となっています。

【都城市スポーツ少年団の状況】

(単位:人、%)

				() ===	• / () / ()
区分	Н23	H24	Н25	Н26	Н27
スポーツ少年団 団員数	1,730	1, 668	1, 643	1, 650	1, 518
小学生数	9, 526	9, 506	9, 452	9, 524	9, 482
加入率	18. 2	17. 5	17. 4	17. 3	16. 0

(資料:スポーツ振興課)

それぞれの地域で、年代や性別に関わらず、誰でも気軽に参加できることを目的とする「総合型地域スポーツクラブ」^{※1)} は、平成 28 年度時点で3クラブが設立されており、既存の体育施設等を有効活用し、地域に根ざしたスポーツ活動の推進を図る取組を行っています。クラブの活動内容等の周知に努め、活用促進を図っていくことが必要です。

中高年齢層を対象とした、健康増進と体力づくりの両面を進める取組として、スポーツ推進委員や市民の健康に関する業務の関係部局と連携して、市内15箇所でスポーツ教室を開催しています。

その指導者のレベルアップのため、スポーツ推進委員等を中心に、中高年齢層や障がいのある 人向けのプログラムの研修を行い、より多くの市民の参加が得られるよう、内容の工夫が必要で す。

※1)総合型地域スポーツクラブ

「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツや文化活動を楽しめるクラブのことです。

その地域に住んでいる人が年代、性別に関わらず誰でも気軽に参加でき、地域住民が主役となるスポーツ クラブです。

【総合型地域スポーツクラブの特徴】

- 多種目…自分のやりたい種目を好きなだけ選んでいつでも楽しめます。
- 多世代…年齢・性別にかかわらず誰もが気軽にいつまでもスポーツを楽しめます。
- 多様性…健康づくりや、将来のアスリートをめざすなど幅広いニーズに応えます。
- 拠点施設…気軽に通える距離にあるスポーツ施設を有効に利用できます。
- 一貫指導…初心者から上級者まで一貫した指導を有資格指導者から受けることができます。
- 自主運営…参加する会員の会費によって自分たちで運営することができます。

【現在設立されているスポーツクラブ】

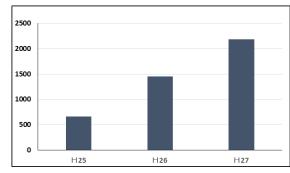
- **★NPO 法人高城スポーツクラブ** (高城地区) H18 発足 水泳、バレエ、エアロビクス、ヨガ、フットサル、ソフトテニス、バドミントン、ミニバレー、卓球
- ★都城西スポーツクラブ (横市地区) H25 発足 サッカー、ヨガとリズム体操、各種スポーツ教室
- ★コスモクラブ都城 (沖水地区) H26 発足 ボクシング、ダンス教室、健康教室、将棋、書道

(2)競技スポーツの振興

競技スポーツの強化及び振興のため、各種目の普及育成費や全国大会等の参加費補助等を実施 していますが、それだけでは、各競技種目の強化や競技力向上等にはつながっていないのが現状 です。平成38年度に開催予定の国体等を踏まえて、さらなる競技力の向上や競技者の底辺拡大 のための施策に取り組むことが求められています。 【スポーツ合宿一覧(延べ宿泊数)】

そのためには、体育協会及びその加盟団体と一体となって、県が実施する、より競技能力の高い児童の発掘・育成を目的とした事業との連携が必要です。

本市は、豊富なスポーツ施設を有し、また、南 九州の中心に位置する交通の便の良さから、社会 人・大学生等を中心にアマチュアスポーツ等の合 宿が多く行われています。



(資料:みやこんじょPR課)

近年は、プロサッカーチームの合宿に県内外から多くの観客が訪れるなど、徐々に合宿地としての知名度も上がってきている状況です。

国内外のプロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや合宿誘致を、関係部局と連携しなが ら更に進め、競技能力の高い選手を身近に感じられる環境づくりを進めることも、競技力向 上につながる取組として重要です。

さらには、選手の育成や競技力向上においては、高度な知識とスキルを持つ指導者の育成と確保が不可欠ですが、各競技団体等において、指導者の確保が困難な状況です。

(3)スポーツ環境の整備

拠点的スポーツ施設^{※1)} の整備・改修については、平成 19 年度に策定したスポーツ施設整備ビジョンに基づき計画的に実施していますが、屋外体育施設の整備については、必ずしも計画通りの整備はできていない状況です。

一方、教育委員会が所管する拠点的スポーツ施設以外の施設^{※2)} の整備につきましては、体育館などの屋内体育施設の大半が、昭和30年代後半から50年代前半に建設されており、全般的に老朽化が進んでいますが、改修等の対応は進んでいない状況です。

今後の拠点的スポーツ施設の整備においては、各施設の利用状況等の精査を実施し、現状を正確に把握することが必要です。

また、平成38年度に開催予定の国体などの各種大会やスポーツ合宿等におけるニーズ、各競技の競技人口の動向等を勘案した上で、優先度を決定するなどして実効性のある計画を策定し、整備を進めていくことが必要です。

- ※1) 拠点的スポーツ施設:競技大会やスポーツイベント及び合宿・キャンプ施設としての利用が主となる施設
- ※2) 拠点的スポーツ施設以外の施設:生涯スポーツ・健康増進の場としての利用や日常的な競技練習の場としての利用が主となる施設

ア 拠点的スポーツ施設の施設管理について

平成18年4月から導入された指定管理者制度に基づき、早水公園体育文化センター・都城運動公園・各総合支所管内の総合運動公園の管理委託を実施しています。体育施設の維持管理や施設借用の手続などは、管理者が実施しています。

公の施設の設置目的の達成、リスクの回避、透明性の確保等を図ることを目的に、指定 管理者制度導入施設に対するモニタリングを実施しています。その中で、施設の管理、運 営状況を把握し、改善が必要な点は、指導を行っています。

拠点的スポーツ施設は、大会や行事等で毎年多くの利用があります。そのため、継続的な維持管理・補修等の対応が必要です。

また、市街地に位置する施設においては、駐車場の不足も課題となっています。

【拠点的スポーツ施設(体育館の整備状況)】						
名称	建築年	整備状況	経過年数			
都城運動公園体育館	S38		53年			
早水公園体育文化センター	S56	耐震等改修工事 H22・H23実施	35年			
山之口体育館	S47	耐震等改修工事 H28改修	44年			
高城総合体育館	S58	改修工事 H27改修	33年			
山田体育館	S46	耐震等改修工事 H24改修	45年			
高崎総合体育館	S52	耐震等改修工事 H27改修	39年			
		(資料:スポー	ツ振興課)			

【拠点的スポーツ施設の内訳】

区 分	体育館	武道館	弓道場	野球場	陸上競技場	庭球場	多目的広場	その他
都城運動公園	0	0	0	0	0	0		多目的室
早水体育文化センター	0		0				0	
山之口運動公園	0	0		0	0		0	ソフトボール場
高城運動公園	0		0	0		0	0	屋内競技場
山田運動公園	0	0	0	0	0	0	0	
高崎運動公園	0	0	0	0	0	0	0	

(資料:スポーツ振興課)

イ 拠点的スポーツ施設以外の体育施設の管理について

地元の体育施設として地域の市民を中心として練習や大会等で幅広く利用されています。中心市街地周辺の施設においては、年間4万人以上の利用がありますが、利用者の多くは地域住民であり、日常的にスポーツをする場所として必要な施設となっています。

しかしながら、体育館を中心に、ほとんどの施設において老朽化が進んでいます。

施設の整備・改修には多額の費用を要することから、財源の確保も含めた十分な検討が必要です。また、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら利用状況等に基づく優先度等を勘案した上で、計画的に行っていくことが必要です。

施設管理については平成18年4月からの指定管理者制度導入に基づき、地元の地区体育協会や、まちづくり協議会、自治公民館等に委託しています。

それぞれの地区の実情にあった管理が行われている一方で、施設借用手続の方法が統一 されていないことが課題となっています。

【体育館経過年数一覧(拠点的スポーツ施設以外)】

名称	建築年	経過年数	耐震診断
勤労青少年体育センター	S50	41 年	実施済
上長飯·一万城地区体育館	S51	40 年	
小松原地区体育館	S50	41 年	
祝吉地区体育館	S50	41 年	
沖水地区体育館	S49	42 年	
五十市地区体育館	S50	41 年	実施済
横市地区体育館	S52	39 年	
志和池地区体育館	S48	43 年	
庄内地区体育館	S47	44 年	
中郷地区体育館	S48	43 年	
西岳地区体育館	S54	37 年	
今町地区多目的研修集会施設	S61	30年	

(資料:スポーツ振興課)

【市民広場経過年数一覧】

名称	設置年	経過年数	備考
姫城公園運動広場	S46	45 年	ナイター設備有
小松原市民広場	Н6	22 年	ナイター設備有
沖水市民広場	Н6	22 年	
鷹尾市民広場	S50	41 年	ナイター設備有
横市市民広場	H元	27 年	ナイター設備有
志和池市民広場	S48	43 年	ナイター設備有
庄内市民広場	S51	40 年	ナイター設備有
中郷市民広場	S50	41 年	ナイター設備有
西岳市民広場	S51	40 年	
下長飯市民広場	S58	33 年	
大岩田市民広場	НЗ	25 年	

(資料:スポーツ振興課)

第4章 本市が取り組む教育施策

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

施策1 家庭・学校・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む 教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 教育に関する市民意識の醸成

「都城教育の日」の普及・啓発や教育に関する広報・情報提供等を通して、市民の理解と関心を深め、さらに、市民意識の醸成を図ります。

ア 「都城教育の日」の普及・啓発

2月18日を「都城教育の日」として制定し、その普及・啓発を図るため、2月を推進月間として、懸垂幕の設置や本市で開催する様々な行事におけるシンボルマークの活用等を通して啓発を行います。

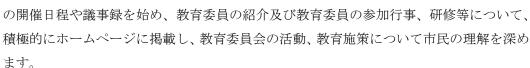
また、社会教育団体等様々な機関や団体へも教育の日の理念の理解の浸透を図り、各団体での取組を推進します。

イ 教育委員会活動の情報発信

市教育委員会が行っている教育活動や施策等について 情報提供を行います。毎月開催している定例教育委員会 「都城教育の日」を市民に啓発するため、 平成27年度に公募し、282点の中から、決 定しました。

【シンボルマークの概要】

3つの円は、それぞれ学校、家庭、地域を示し、それをつなぐことで、みんなが助け合うことを表しています。また、私たちの郷土に誇りを持つように、都城の象徴である霧島連山をデザイン化しています。



(2) 市民の教育活動への参画の充実

地域の団体等が協働・連携して取り組むことで、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の形成を図り、地域づくりや地域の教育力の向上を支援します。

また、家庭・学校・地域や市民団体、青少年育成協議会等の連携を強化し、地域ぐるみで子どもの健全な育成を推進します。

青少年の健全な育成を推進するために、青少年育成協議会や少年補導委員連絡協議会等 との連携を強化し、見守り活動や非行防止等の地域活動を推進します。

また、青少年が犯罪に巻き込まれないように、学校における児童生徒の教育に加え、大人の家庭・地域向けの講話・研修等の参加を推進するなど、情報モラル教育を展開します。

(3) 人権が尊重される社会をめざす教育の推進

ア 人権学習の推進

家庭教育、学校教育、社会教育、企業内教育等のあらゆる機会において、様々な人権問題に対し、市民の理解と認識をより一層深め、人権が尊重される社会をめざし、教育を推進します。

毎年、学校や地域と連携し、人権標語の募集を通して、人権について考える機会を増や します。また、入賞標語は、各小・中学校、社会教育施設等に掲示し、更なる啓発を図り ます。

イ 人権啓発活動の推進

人権問題が複雑化・多様化する中、国や県、民間団体との連携、協働の強化に努め、人権啓発活動の効果的な推進を図ります。

本市では、人権啓発推進協議会を設置し、幹事会や全体会を開催し、啓発活動も実施します。

特に、人権啓発強調月間や人権週間に、講演会や研修会等を実施し、人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識が深まるような啓発活動を推進します。

2 施策推進のための管理指標

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
教育の日の認知	_	50%	80%	教育の日の認知度の向上が、教育
度				に関する市民意識の醸成につな
				がるため、指標として設定した。
				<調査方法:教育総務課調べ>
都城市人権啓発	186 名	190名	200名	市内各種の事業所等に対し、人権
推進協議会委員				啓発意識の高揚を図り、多くの企
の数				業が協議会委員として活動する
				ことが、人権啓発の推進拡大につ
				ながることから指標として設定
				した。
				<調査方法:生涯学習課調べ>
市の人権啓発標	約 41%(応募	50%	80%	小学生の頃から標語を考えるこ
語応募件数及び	件数/児童			とが、人権意識の高揚や人権感覚
県の人権啓発ポ	生徒数)			を養うことにつながることから
スター、作文へ				指標として設定した。
の応募件数				<調査方法:生涯学習課調べ>
人権啓発講演会	557 名	800名	1,000名	講演会を開催し、市民一人ひとり
参加者数				の人権感覚を高めることが、明る
				く住みよい社会づくりを促進す
				ることにつながることから、指標
				として設定した。
				<調査方法:生涯学習課調べ>

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

1 施策の方向性と主な取組

(1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

ア 家庭における基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着 家庭における生活習慣や家庭学習の習慣を身に付けさせるために、家庭での生活リズム の確立及び家庭学習の手引き等の活用を進めます。

イ 家庭教育学級活動の支援

家庭教育力の向上を図るため、保育園・幼稚園、小・中学校等の家庭教育学級により実施されている子育てについての関連事業との連携を図り、子どもの発達段階に応じた体系的・総合的な学習機会を提供します。

ウ 家庭の日※1)の普及・啓発

家族の絆を築くため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、広く市民に啓発するとともに、スポーツ少年団と中学校部活動の指導者に「家庭の日」の理解を促し、第3日曜日は練習を休むなどの対応を行います。また、親子で参加できる地域行事の推進を図ります。 ※1)家庭の日:青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深めるための日として、第3日曜日を「家庭の日」として制定した(「宮崎県青少年健全育成条例」(S52))。

(2)地域の教育力向上に向けた取組の充実

家庭・学校・地域の連携を図り、子どもが地域活動や社会体験、生活体験に参加できる環境づくりを推進します。

ア 地域に根ざした体験・交流活動の充実

子どもが郷土への愛着と誇りを持ち、地域活動や社会体験、生活体験に参加できる環境づくりを目指します。そのために、公民館が、地域における学習支援の拠点・活動拠点となれるように支援を行います。

イ 地域の子ども会の活動の支援

子どもが自主的に魅力ある活動ができるよう、ジュニア・リーダー**1)を育成し、各単位子ども会等への指導派遣を支援します。

また、子ども会運営にとって大事なサポート組織である、単位子ども会育成会**²⁾ に対して、子ども会への関わり方等について助言、支援を行っていきます。

※1) ジュニア・リーダー:子どもの手による子ども会活動の計画・運営をアドバイスする中学生から高校生のグループです。本市には「ジュニア・リーダークラブ蒲公英」があります。

(3.2) 子ども会育成会:子ども会に属する子どもたちの保護者や指導者を中心に組織された会。

(3) 放課後子ども教室の環境整備

放課後や週末等に学校の教室や社会教育施設等を利用して、安全・安心な子どもの居場所、遊び場を設け、勉強やスポーツ、文化活動、体験活動、交流活動等を地域の大人の協力を得ながら取り組みます。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
家庭教育学級生	2,456 人	2,600 人	2,700 人	同年代の子どもを育てる保護者
数				等が家庭教育について共に学び、
				意見や情報を交換することが、必
				要な知識や技術を学習する機会
				となり、家庭の教育力の向上につ
				ながることから、指標として設定
				した。
				<調査方法:生涯学習課調べ>
ジュニア・リー	16 人	26 人	28 人	子ども会活動において指導的立場
ダーの会員数				であるジュニア・リーダーを育成
				することが、子ども会活動の活性
				化を推進することにつながるた
				め、指標として設定した。
				<調査方法:生涯学習課調ベ>
家庭の日の認知	43.8%	50%	80%	家庭の日の認知度の向上が、青少
度	(H26年)			年の健全な育成に関し、家庭の役
				割の重要性について、市民の理解
				を深めるため指標とした。
				<調査方法:生涯学習課調べ>

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

施策3 地域とともにある学校づくりの推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 学校からの情報提供等の工夫・充実

地域住民や保護者に積極的に情報発信することにより、情報の共有化を図ります。また、地域住民から支援をいただくなど地域住民との連携・協働を推進します。

各学校はあらゆる機会を通して、地域や保護者と連携を図るとともに、ホームページや学校だより等により情報の共有化を図ります。

(2) 学校運営協議会の取組の充実

本市は、学校だけでは解決できない課題を地域ぐるみで解決する仕組みとして、コミュニティ・スクールを導入しています。そして、その核となる学校運営協議会の協議内容の充実を図ることにより、学校運営の改善を図ります。

また、コミュニティ・スクールに必要なマネジメント強化を図るため、地域連携のためのコーディネート機能や、事務機能の強化等を促進します。さらに、放課後や休日の児童生徒の学びの場を設定するために、学校と地域が連携を強め、地域の人材や施設の活用を推進します。

ア 説明会や研修会等の実施

学校の担当教職員や学校運営協議会委員を対象にした説明会や研修等を開催することで、学校や学校運営協議会委員の制度に対する理解を促します。また、学校運営協議会委員は、学校関係者評価委員会の委員も兼ねています。学校運営が学校から示された基本方針に沿って適切に行われているかを評価し、その改善策について協議を行うことも大切です。

イ 市民の認知・理解度の向上

市の広報誌やホームページ等を使い、コミュニティ・スクールに対する市民の認知・理 解度を向上させます。

ウ 放課後や休日の児童生徒の学びの場の設定

放課後等に行われる部活動において、地域の人材を活用したり、休日に児童生徒が主体的に学ぶことのできる場を地域の中に設定したりするなど、学校運営協議会を生かして地域の中に児童生徒の学びの場を確保できるように推進します。

指標	現状(H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)	指標の説明
学校支援のた	87%	100%	100%	保護者や地域と連携して学校
めの組織が整				を支援し、地域とともにある学
備され、児童生				校づくりにつながることから
徒の教育支援				指標として設定した。
がなされてい				<調査方法:学校教育課調べ>
る学校数の割				
合				
月1回以上学	69%	100%	100%	保護者が学校の様子を知るこ
校便りやホー	(H28)			とで、学校・家庭の信頼関係の
ムページで学				構築につながることから、指標
校の様子を定				として設定した。
期的に発信し				<調査方法:学校教育課調べ>
ている学校の				
割合				
児童生徒の安	86.2%	95%	100%	学校と地域の連携体制の構築
全確保のため				が、児童生徒の安全確保につな
に、家庭や地域				がることから指標として設定
ボランティア				した。
等と行動連携				<調査方法 : 学校教育課調べ>
を図っている				
学校の割合				

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策1 確かな学力を育む教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1)保育所・幼稚園・認定こども園との連携推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るため、小学校ごとにある 保幼小連携推進協議会等や就学前相談等を通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等の相互 連携や小学校との連携を推進します。

保育所・幼稚園・認定こども園の訪問を行い、就学相談を充実させます。また、就学相談 内容については、小学校へ確実につなぎ、関係機関との連携体制を整えます。

子ども一人ひとりの、発達に応じた学びの展開が図られることをめざし、保育所・幼稚園・ 認定こども園と小学校との関係をつなぐことに努めます。

(2) 学力調査等の実施・分析

国や県が実施する学力調査について、児童生徒の学力の実態や学習状況を調査・分析し、 児童生徒の経年における変化を踏まえて指導、助言を行います。

(3)効果的な指導のための体制づくり

小中一貫教育の推進、習熟度に応じた指導の工夫・改善、ICT環境の整備等、児童生徒の学力向上に向けた指導体制を整えます。

ア 小中一貫教育の推進

授業改善や学力向上に向けて中学校区ごとに取り組むことで、小・中学校の円滑な連携と接続を図り、一貫性のある教育を推進します。

イ 少人数指導の工夫・改善

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習の習熟度に応じた少人数指導の工夫・改善を図ります。

ウ ICT環境の整備

効果的・効率的な授業づくりのために、また、校務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間をつくるために、ICT環境整備計画を推進します。学校事務職員を交えた専門部会を開催し、学校現場で児童生徒、教職員が使いやすいICT環境の整備に努めます。

エ 学校支援の充実

指導主事等による学校への支援訪問について見直しを図り、児童生徒がわかる、できる までの教えるという視点での授業改善に努め、指導力の向上を図ります。

(4) 学びのセーフティーネットの構築

児童生徒が確かな学力を身に付けるために、経済的な支援や学校・家庭・地域が一体となった取組、関係機関等の連携を推進します。

経済的理由により修学が困難な児童生徒に対する就学援助制度や奨学金等の制度の充実に努めます。また、福祉部門と連携して、特別な支援が必要な家庭や子どもの生活支援に努めます。

2 施策推進のための管理指標

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
全国学力学習	小学校:国語A	小学校:	小学校:	児童生徒の現状を把握し、
状況調査にお	のみ	国語A・B	国語A・B	分析していくことが学力向
いて、全国平均		算数A・B	算数A・B	上につながることから指標
を上回る教科	中学校:なし	中学校:	中学校:	として設定した。
等		国語A・B	国語A・B	<調査方法:全国学力学習
		数学A・B	数学A・B	状況調査及びみやざき学力
みやざき学力	小学校:1教科	小学校:2教科	小学校:2教科	学習状況調査>
学習状況調査	中学校:0教科	中学校:5教科	中学校:5教科	
において、県平				
均を上回る教				
科数				

(参考) みやざき学力学習状況調査については、平成29年度から実施学年及び教科が変更になります。

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策2 豊かな心を育む教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) いじめ・不登校・非行の未然防止

児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

ア 生徒指導体制・教育相談体制の充実

都城市いじめ防止条例、都城市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針に基づき、 定期的なアンケートや教育相談による早期発見に努めるとともに、校内のいじめ不登校対 策委員会等を活用した早期対応を図ることで、いじめ防止及び不登校対策に適切に取り組 みます。

また、スプリング教室(適応指導教室)との連携を図り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促進しながら、教育相談体制の整備に努めます。さらに、市少年補導委員との連携を図りながら、青色回転灯パトロールの活動を推進し、校外における児童生徒の健全育成に努めます。

イ 情報モラル教育の充実

有害情報から青少年を守るとともに、インターネットやSNS等の利用に関する情報モラルの向上に努めるために、各学校における情報モラル教育の実施を推進し、保護者及び地域に対しても研修等への参加を推進します。

(2) 道徳教育の充実

各学校の推進体制や研修体制を充実させ、家庭や地域との連携を深めるとともに、「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

ア 各学校における道徳教育の充実

各学校における道徳教育については、学校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の体制づくりが確立されるように努めます。そのために、道徳教育を進めるための全体計画等の指導計画を作成し、実践しながら、次年度に向けての見直しも同時に行います。

また、月一回「命の大切さを考える日」を各学校で設定し、全市をあげて「心の教育」を徹底させる取組を推進します。

イ 「道徳の時間」の充実

都城市・三股町合同教育研究会の一貫として、道徳教育の研修会を実施し、教員の指導力の向上を図ります。研修会の中では、「特別の教科 道徳」についても研究を深め、更

なる充実を図ります。

また、「道徳の時間」だけでなく、各教科や日常の生徒指導等、学校の教育活動全体を 通した道徳性を養う指導の充実を図るために教職員の共通理解を図ります。

ウ 学校と家庭・地域との連携

参観日やオープンスクールでの道徳の時間の授業公開の実施を推進し、家庭や地域の 人々の道徳教育に関する諸活動への理解、参加や協力を得るための取組に努めます。

(3)人権教育の充実

各学校において、児童生徒一人ひとりがこれからの社会を生きていくために必要な人権に関する資質や能力の育成に努めます。特に、児童生徒が自己を理解し、自分を大切にする自尊感情を育てるとともに、他者を理解し、一人ひとりの違いを個性として認める気持ちを育みます。

人権教育を積極的に推進するために、中学校区内の小・中学校の教職員を集め、地区別学校人権教育研修会を実施し、意欲と実践力に富んだ教職員の研修に努めます。研修では、道徳の研究授業や外部講師を招聘しての講義等を実施し、教育委員会が適切な指導助言等を行うことにより、教職員の日々の指導に生かせる内容とします。

(4) 体験活動の充実

児童生徒の自然体験やボランティア活動を含めた社会体験等を通じて、豊かな人間性や生涯にわたって生き抜く力が身に付くようにします。学校の教育課程内で実施される体験活動においては、学校運営協議会を通して、経験豊かな地域の人や施設等の教育的資源を利用した体験活動を実施します。

また、地域で行われる行事においても、学校が積極的に連携を図り、児童生徒が参加できる体制を整え、地域の人と世代間交流ができるように努めます。

(5) 文化・芸術活動の充実

児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞する機会や文化・芸術、郷土の民俗芸能にふれる機会 を提供することにより、豊かな情操の育成をめざします。

そのためにも、市内の図書館や美術館、歴史資料館、都城島津邸等の教育施設の活用について、積極的に啓発を行ったり、学校のニーズに合わせた文化財課の出前授業に取り組んだりと、郷土の文化・芸術・歴史にふれる機会をつくります。

指標	現状(H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)	指標の説明
「いじめはど	96. 7% (小ら)	100%	100%	いじめは絶対に許されるもので
んなことがあ	95.1% (中 3)			はないと思うことが、自分や他人
ってもいけな				を大切にする心を育てることに
いことだと思				つながることから指標として設
っている」と思				定した。
う児童生徒の				<調査方法:全国学力学習調査>
割合				
「人の気持ち	94.6% (/ʃ\6)	100%	100%	人の気持ちを理解することが、望
が分かる人間	95.5% (中3)			ましい人間関係をつくる上で大
になりたい」と				切であることから指標として設
思う児童生徒				定した。
の割合				<調査方法:全国学力学習調査>
各学校が年1回	85.4%	100%	100%	今後、情報モラルに精通した指導
以上インター	(H28)			が必要であることから指標とし
ネットや SNS				て設定した。
等に関する情				<調査方法:学校教育課調ベ>
報モラルに関				
する外部講師				
による指導を				
行った学校の				
割合				

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策3 健やかな体を育む教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 体力向上に向けた取組の推進

各学校において、体力・運動能力調査結果を踏まえた体力向上プランを策定し、継続的な取組が行われるようにします。そのために、一校一運動*1 を推進します。

また、中学校の保健体育科の武道領域における指導の充実を図るために、安全性に十分配慮しながら武道指導の充実が必要となる学校へ武道指導者を派遣します。

※1) 一校一運動: 各学校の特色として全校一斉に行っている体力向上に向けた取組。

(2) 学校保健活動の充実

児童生徒の心身の健康課題を正確に把握するため、学校において担任や養護教諭を中心に 学校全体での児童生徒の健康観察に努め、課題に応じた健康教育を学校全体で行います。

学校で把握した健康課題に併せて、薬物乱用防止教育や、飲酒・喫煙防止教育、アレルギー教育等について、より深く専門的に学ぶ場として、学校保健委員会を活用し、保護者を含めた健康教育を行います。

また、感染症の予防方法や環境衛生が心身に与える影響について、各学年の理解度に応じた教育を行い、児童生徒が自ら家庭でも予防活動を行えるよう、実用的な教育を実施します。むし歯の予防方法を正しく伝え、児童生徒が自ら選択し継続できるよう学校の体制を整えます。そして、むし歯に罹患した後の治療率については、100%を目指し、継続した受診勧奨を学校全体で行います。

近年の児童生徒に見られる第二次性徴の出現の早さに的確に対応できるよう、日頃の様子 について、家庭と綿密な連絡をとり、学校全体で把握し、慣例にとらわれず、外部の講師を 招聘するなどの事業を活用します。

小・中学生の時期からの肥満については、重大な健康課題として捉え、肥満度について正確に把握し、指導の対象者には、家庭環境を十分に考慮に入れながら、家族ぐるみでの改善を推進します。

(3) 食育の推進

栄養教諭を中心に児童生徒に望ましい食習慣が身に付くよう、学校と連携を図りながら 「食育」の推進に努めます。

各学校においては、全教育課程の指導の中で食育に取り組みますが、栄養教諭の配置がない学校へは、より専門的な食育を実施するために、講師として栄養教諭を派遣する事業を行

います。

また、食に対する興味・関心を高めるとともに、調理する方への感謝の気持ちや自己肯定 感を育てるために、児童生徒が弁当をつくり学校に持ち寄る「弁当の日」の取組についても 推進します。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
全国体力・運動	小学5年(男	小学5年、中	小学5年、中	児童生徒の現状を把握すること
能力テスト結	女)、中学2	学2年ともに	学2年ともに	が、体力向上の取組の工夫改善
果(体力合計	年(男女)の	県平均を上回	県平均を上回	につながるため、県平均以上を
点)	体力合計点が	る。	る。	継続させるために指標として設
	全て県平均以			定した。
	下である。			<調査方法:全国体力・運動能
				力、運動習慣等調査>
栄養教諭・栄養	11 校	33 校	56 校	1校1学年を目標に、全小・中
職員を活用し				学校において、栄養教諭・栄養
た食育に関す				職員の専門性を生かした取組を
る取組を行っ				行うために指標として設定し
た学校数の割				た。
合				<調査方法:学校教育課調ベ>

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策4 健やかな心身を育む学校給食の充実

1 施策の方向性と主な取組

(1) 安心・安全な学校給食の安定的な提供

施設・設備等の環境整備と衛生管理体制の充実により、異物混入や食中毒等の発生を防止 し、安心・安全な学校給食の安定的な提供に努めます。

ア 学校給食施設等の整備

施設、調理設備・調理機器、配送車等の適切な修繕及び計画的な更新により、安全な施設環境を整え、適正な維持管理を行います。

イ 衛生管理体制の充実

「学校給食衛生管理の基準」に基づく施設職員の衛生管理研修の充実を図り、「大量調理施設衛生管理マニュアル」により衛生管理の徹底に努めます。

ウ 危機管理体制の充実

「食中毒・感染症予防行動マニュアル」に従い、食中毒発生やノロウイルス等の感染を 防ぐとともに、万一の場合、迅速な対応が取れるよう危機管理体制の充実を図ります。

エ 学校給食センターの効率的な運営

第三次行財政改革大綱の方針や正規職員の退職・再任用等の状況を踏まえ、現在直営 で運営を行っている2箇所のセンターの管理・運営方法について、今後、検討を行いま す。

(2) 学校給食の献立内容の充実

成長期の子どもの発育に必要な栄養を確保した安心・安全な給食の提供はもとより、地場 産物を活用した特色ある献立作りに努めます。

ア 地産地消の推進

地場産物を活用した特色ある献立の提供により、地元産食材の良さを伝え、郷土愛を育みます。

イ 行事食、和食、郷土料理の活用

季節を感じられる行事食、日本の食文化である和食、地域の郷土料理等を積極的に献立に取り入れることにより、ふるさとの伝統的な食文化の魅力を伝え継承します。

ウ 食物アレルギーに配慮した献立の作成

食物アレルギー対策として、アレルゲンの少ない食材の選定、アレルゲンが重ならないよう配慮した献立の作成に努め、原材料について詳細に記載した献立表を配付します。併せて、学校並びに食物アレルギーのある児童生徒の保護者からの相談等にも随時対応しま

す。

(3) 学校給食を活用した食育の推進

学校給食を「生きた教材」として、栄養教諭を中心に学校・家庭・地域との連携を図りながら食育を推進し、学校給食への理解と関心を深めます。

ア 「給食だより」、「献立表」と施設見学及び試食の活用

毎月発行する「給食だより」、「献立表」及び施設見学時の試食等において、学校給食における取組を効果的に発信し、学校給食への理解と関心を深めます。

イ 6次産業化商品の活用

地域で生産された地場産物を活用した6次産業化商品を献立に取り入れることにより、 生産から消費までの食の循環への理解を深めます。

ウ 食品ロス削減への取組

学校給食における食品ロスの削減に取り組み、環境を意識した食育を推進します。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
学校給食で使	71.3%	73%	75%	地産地消への取組推進とし
用する食材				て、学校給食における地場農
(牛、豚、鶏、				畜産物の使用割合(金額ベー
青果) の地元産				ス)を指標として設定した。
使用割合の向				<調査方法:学校給食課調べ
上				>
施設見学数	過去3年間の	施設見学団体	施設見学団体	施設見学が学校給食への理
	平均施設見学	数	数	解及び食育の推進につなが
	団体数	30 団体	35 団体	ることから指標として設定
	27 団体			した。
				<調査方法:学校給食課調べ
				>
「ひむか地産	実施なし	年6回	年11回(夏休	県の推奨する「ひむか地産地
地消の日(毎月	(H28 より取		みは除く)	消の日」の取組を開始し、月
16日)」の取組	組開始)			に1回地場産物の活用に力
み				を入れた給食を提供する。
				<調査方法:学校給食課調べ
				>

基本目標2 次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成

施策5 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 就学前から中学校卒業までの一貫した特別支援体制の充実

一人ひとりの障がいの状態や程度に応じて適切な支援を行います。

また、学校内においても教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援が行える体制を整備します。

ア 就学相談の充実

子ども一人ひとりに応じた、よりよい就学の場を提供していくために、次年度就学予定の子どもが通っている全園に就学相談案内を配布し、年2回にわたって就学相談を行います。また、保護者や園からの個別の相談も随時行います。加えて、学校や就学前の療育・保育・教育をはじめとした関係機関との連携を図ります。

イ 特別支援教育支援員の配置

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、各学校の実情把握に努めます。状況によっては、必要に応じて生活支援員や学習支援員といった、特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。

ウ 学校環境の整備

学校施設の建替え、大規模改修の際にはバリアフリー化を基本とし、全ての児童生徒が 安全に学校生活を過ごせるよう改修を行います。

特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した改修は、関係機関、保護者等と連携するとともに、障がいの程度、学校生活の状況に合わせて、スロープ・手すり等の設置に努めます。

(2)特別支援学級、通常の学級における指導の充実

ア 特別支援教育に係る支援訪問

学校からの要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援内容や 方法に関する指導・助言等を行うための支援訪問を実施します。

その際、県から任命されているエリアコーディネーター*1)と連携を図りながら、学校 や教職員に実践的なアドバイスを行います。

イ 特別支援教育支援員の研修

教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援を充実させる ために、特別支援教育支援員を対象とした、資質向上のための研修を年3回行います。

ウ 各学校と関係機関との連携の充実

各学校と教育、福祉、保健、医療等の関係機関・関係部局との連携協力を円滑にするためのネットワーク構築を支援するとともに、一人ひとりの障がいの状態や程度に応じた適切な支援を行います。

また、学校内においても教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で 支援が行える体制を整備します。

そのため、学校は教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画**2)を作成し、関係機関と連携を図った指導体制を整備します。

※1) エリアコーディネーター:発達障がいのある児童生徒に対する教科指導上の支援方法など、具体的、実践的な支援や助言を行う。平成28年度は都城北諸県圏域に1名配置(明道小学校)。

※2) 個別の教育支援計画:障がいのある子どもに関わる様々な関係者が、子どもの障がいの状態等に関わる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等が示された計画。

指標	現状(H28)	目標値 (H33)	目標値 (H38)	指標の説明
個別の教育支	(小) 69.9%	(小)100%	(小) 100%	個別の教育支援計画を作成
援計画を作成	(中) 82.5%	(中)100%	(中) 100%	し、きめ細かな指導を行うこ
している学校				とが、特別な支援が必要な児
の割合				童生徒に対応した教育の推進
				につながることから指標とし
				て設定した。
				<調査方法:特別支援学級の
				教育課程調查>

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進

施策1 ふるさとに学び、誇りや郷土愛を育む教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 学校における「ふるさと教育」の充実

地域素材や地域人財を積極的に学校教育に活用することにより、ふるさと都城の自然や歴史、文化、産業に親しませ、ふるさと都城に対する誇りを育み、将来の都城を担う児童生徒を育成します。

ア 市公共施設及び歴史的建造物等の活用の促進

図書館、美術館、都城島津邸、歴史資料館等の施設を利用した児童生徒の学習を促進するために、各施設では、入園料の免除等を行います。また、各施設においては、設備や展示物の充実、展覧会等を企画するなどの取組も進めます。

イ
「都城の歴史と人物」の副読本及びDVDの活用

「都城の歴史と人物」の副読本とDVDを各学校に配付し、社会科を中心とした各教科等の授業における活用促進を図るために、校長会等において啓発を行います。

また、具体的な活用を図るために作成した実践集の見直しを計画的に行います。

ウ 総合的な学習支援事業の推進

各学校において取り組まれる総合的な学習の時間について、学習の充実を図るために外 部講師を招聘するための費用等の支援を行います。

(2)地域における「ふるさと教育」の充実

自治公民館、PTA、子ども会やまちづくり協議会等が連携、協働し、児童生徒にふるさとへの誇りと郷土愛を育てます。また、地域の伝統文化にふれる機会を増やしたり、地域の祭り等へ児童生徒が参加したりすることにより、地域住民との世代間交流を通して豊かな人間性を育てます。

指標	現状 (H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
「今、住んでい	(小) 78.8%	(小) 80%	(小) 90%	地域に対する誇りや愛着を
る地域の行事に	(中) 52.1%	(中) 60%	(中) 70%	育てることが、具体的な活動
参加しています				へつながっていることから
か」に肯定的に				指標として設定した。
回答する児童生				<調査方法:全国学力・学習
徒の割合				調査>

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもを育む教育の推進

施策2 グローバルな視野を持ち、世界で活躍するための教育の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) グローバル化に対応した教育の推進

児童生徒が多文化や多言語にふれる機会を増やします。

英語教育の充実を図るため、ALTの活用を推進するとともに、その活用について、教員、ALTそれぞれに向けた研修を実施します。

また、中学生海外交流事業を各学校や関連機関等と連携しながら充実させます。

ア 英語教育の充実

ALTを効果的に活用するための小・中学校訪問計画を策定し、生の英語にふれる機会を増やします。

また、小学校における外国語活動や小・中学校における外国語(英語)の授業を充実させるため、教員の研修を実施し、ALTとの効果的な指導法を共有します。さらに、児童生徒に英語による発信力を身に付けさせるための指導の工夫改善を図ります。

なお、小学校における英語教科化については、国の示す方針に基づいて研究を行い、指 導の充実を図っていきます。

イ 中学生海外交流事業の充実

派遣事業においては、派遣先でホームステイすることにより、語学力向上のみならず、 日本や育った地域の文化や伝統への興味・関心を高めます。また、受入事業に関しては、 学校生活を共に過ごすだけではなく、日本文化にふれる時間を取り入れ、学校全体での取 組を推進します。

ウ 国際交流員の活用

都城市の国際交流員を活用して、英語圏、中国、モンゴル等の文化や言語にもふれさせ、 国際理解を深める機会を増やします。

(2) 学校における教育の情報化の推進

児童生徒がコンピュータ操作に慣れ親しみ、思考力や表現力・情報発信力を育成していけるように、学校におけるICT環境の整備を推進します。

また、メディア・リテラシー(情報モラルや情報を正しく評価・識別できる能力)を育成します。

ア 情報教育の充実

小学校の総合的な学習の時間や中学校の技術の時間等において、情報教育に係る学習活動が充実するように、最新の資料の提供や、教員の研修の充実を図ります。また、日々の

授業の中でも積極的にICTの活用が図れるように、教育用コンピュータやネットワークインフラの整備を推進します。

イ ICT活用のための環境整備

児童生徒が、インターネットを活用したプレゼンテーションでの意見発表を行うなど、ICT機器を活用した情報発信などがスムーズにできるように、ICT環境の整備を進めます。

また、ICT環境整備に当たっては、教員・学校事務職員を交えた専門部会を開き、児童生徒がより活用できる機器の導入を推進します。

さらに、小学校段階でのプログラミング教育※1)を推進します。

※1) プログラミング教育: コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての読解力や論理的・創造的・思考的・問題解決能力(プログラミング的思考)などを育むこと。

(3) 学校におけるキャリア教育の推進

児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立するために必要となる基礎的・汎用的能力**²⁾を育てます。各学校においては、児童生徒の実態に応じて、学校の全教育活動において実践します。

具体的には、豊かな体験を通じて、直接、基礎的・汎用的能力を育てる取組を実施します。 また、各教科等の授業においても学習内容を学ぶ過程で基礎的・汎用的能力を育てます。そ うすることで、児童生徒に「働くことの意義」だけでなく、「学ぶことの意義」も理解させ、 学習意欲の向上へつなげます。

※2) 基礎的・汎用的能力:分野や職種にかかわらず社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であり、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値 (H38)	指標の説明
「将来の夢や	(小)88.5%	(小)95%	(小)100%	小・中学校の終了段階での児
目標をもって	(中)74.0%	(中)90%	(中)100%	童生徒の実態を把握すること
いる」と肯定的				が勤労観、職業観を系統的に
に回答した児				育成することにつながること
童生徒の割合				から指標として設定した。<
				調査方法:全国学力・学習調
				查>

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

施策1 教職員の資質向上

1 施策の方向性と主な取組

(1) 専門性や社会性向上のための取組の充実

「都城学校教育ビジョン」の具現化のために、本市の教育的課題を踏まえた上で、その課題解決を図るための校内外の研究を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。

ア 小中一貫学力向上指定研究事業の推進

中学校区内の小・中学校が連携して、9か年を見通した小中一貫による学力向上研究を 推進します。

小・中学校の教員が、校区内の児童生徒を共に育てる目標を共有し、当事者意識を高め、特に、授業改善を中心とした学力向上の研究に努めます。

イ 市研究指定校による研究の推進

学校の希望を受け、研究指定校を選出します。指定校は、「都城学校教育ビジョン」に 基づいて、校内研究に取り組みます。

そして、指定研究校を通して、本市の学校教育の在り方を研究し、その研究成果を授業で公開することで、市内の小・中学校に還元します。

ウ 都城市・三股町合同教育研究会の充実

小・中学校の教職員が、各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間等の部会に 分かれ、指導方法に関する調査、研究を行います。これは、学校教育活動の振興と充実を 目的として、年数回、開催しています。部会では、教職員が理論研修会や授業研究会、講 演会等を実施し、資質の向上に努めます。

エ 市教育研究所の研究推進

市教育研究所は、市内の小・中学校の学力に関する課題解決や本市の教育施策の具現化のため、授業改善を中心に研究し、研究内容や成果等を発表します。また、授業力改善に係る研修会の企画・運営を行います。研修会では、大学の教員を講師やアドバイザーとして招聘するなど、地域の大学との連携を推進し、内容の充実化を図っていきます。

オ 授業力向上セミナーの開催

市教育研究所が中心となり、市内の教職員を講師とした研修講座を地域の大学を会場に して開催します。研修では、指導技術や教科の専門性等について講義及び演習を行います。 その際、大学の教員をアドバイザーとして招聘するなど研修の充実化を図り、児童生徒の 学力向上のため、授業改善に向けた教職員の指導力向上に努めます。

(2) 教職員が能力を発揮できる環境の整備・充実

学校教育活動及び学校事務の見直し、改善を行い、教職員の能力を発揮できる環境を整備 し、心身の健康維持に努めます。

ア 管理職の学校経営力向上を図る取組

各学校において、校長が掲げる学校経営ビジョンに示された計画が、組織を生かして教育活動として展開されるよう、教育長による学校訪問や校長会での指導助言、学校経営ビジョン説明と自己評価に対する市教育委員会の指導、学校運営協議会における外部評価等の取組を進めます。

イ 教職員評価制度を活用した人材育成の推進

教職員評価制度における管理職と職員とのミーティングや適切なフィードバックの充 実を図るとともに、評価結果を日常の指導に積極的に活用することにより、教職員の人材 育成及び資質向上を推進します。

ウ 学校事務の効率化の推進

各学校において、事務職員と教職員との協働体制を確立し、教職員が児童生徒への指導に当たる時間を少しでも生み出すために、市内の小・中学校を5つのブロックに分け、学校事務を複数校で共同で実施する取組(以下、共同実施)を充実させます。また、共同実施支援室を設置し、学校事務の円滑な業務推進及び事務職員の積極的な学校運営参画や地域や保護者のニーズに対応した教育活動について、サポートを行います。

エ 学校行事等の精選

学校行事等の諸教育活動及び研修会や会議等の効果的な縮減・精選を進めます。また、 学校業務の合理化を図るために、文書の簡略化・簡素化、ICTを活用した校務支援シス テムの運用等、教職員の多忙化の解消に努めます。

中学校部活動については、週1回休養日を設定し、指導時間の適正化を図るとともに、 外部講師の効果的な活用を積極的に推進します。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
自己研鑽に励み、授	18.5%	50%	80%	教員の授業改善の取組につい
業改善を積極的に				ての実態を把握することが教
行っている教員の				員の資質向上の指標となるこ
割合				とから設定した。
				<調査方法:みやざきの教育
				に関する調査>

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

施策2 学校安全の充実

1 施策の方向性と主な取組

(1) 安全・安心な学校施設の整備

児童生徒の安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、計画的に老朽化への対応 を図ります。

ア 校舎整備について

平成28年度に策定された都城市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、学校施設の計画的な建替えや老朽化施設の大規模改修を進めます。併せて避難所となる体育館の非構造部材の耐震化を進めます。

また、児童生徒の学習の場として、快適で質の高い教育環境を実現するため、扇風機 や空調設備等の熱中症対策等に対応した環境整備に取り組みます。

イ 屋外運動施設について

運動場、プール及び遊具の改修に関する総合的な年次計画を立て、整備を進めます。

ウ 安全点検について

建築点検、消防施設点検、電気設備点検等法令で義務付けられている各種点検、及び学校保健安全法による安全点検を継続して行います。点検等により、判明した改善が必要な箇所については、安全性、緊急性を勘案し、早急に対応します。

エ 学校施設の防犯について

委託警備会社と協力し、学校施設の防犯管理を継続して行います。

オ 学校からの施設整備要望について

学校施設は、日々教職員等により安全点検を行っており、随時、施設・環境の改善、改修要望があります。その要望に対し、安全性、緊急度を勘案し、職員による修繕等を含め迅速な対応を行います。

(2) 実践的な防災教育等の推進

児童生徒が、生涯にわたり自ら安全な行動ができるとともに、安全で安心な社会づくりに 貢献する意識を育成することができるための安全教育を推進します。

まず、危機管理マニュアル及び学校安全計画に基づき、定期的な避難訓練(火災・地震・噴火・風水害等)や交通安全教室を実施し、安全に関して適切に判断する力や実践的な行動を育成します。

その中で、警察官・消防士・防災士等の専門家の活用を促進し、教職員の資質向上にも努めながら、生命尊重を基盤とした安全教育の推進に努めます。

また、防災教育全体計画に基づき、関連教科及び学級活動・道徳・総合的な学習の時間を通して、自然災害発生時における、自らの安全を守る行動の育成や防災意識の向上を図るための訓練等、学習指導の工夫・充実を推進します。

その際、県教育委員会が作成した「防災教育の手引き」や防災教育資料、DVD教材の活用を促進します。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
児童生徒の安全確	86.2%	95%	100%	学校と地域の連携体制の
保のために、家庭				構築が、児童生徒の安全確
や地域ボランティ				保につながることから指
ア等と行動連携を				標として設定した。
図っている学校の				<調査方法:学校教育課調
割合				べ>
避難訓練や防災研	87.3%	95%	100%	専門的・実践的な防災教育
修を地域や専門家				を行うことが、非常時に適
と連携して実施し				切に行動できる児童生徒
ている学校の割合				の育成や教職員の資質向
				上につながることから指
				標として設定した。
				<調査方法:学校教育課調
				べ>
中学校の特別教室	35 室/126 室	75 室/126 室	110 室/126 室	美術室、音楽室等の特別教
の扇風機の設置	(27.8%達成)	(59.5%達成)	(87.3%達成)	室の扇風機設置率を指標
				として設置した。<調査方
				法:教育総務課調ベ>
屋内運動場の非構	10 棟/52 棟	15 棟/52 棟	19 棟/52 棟	照明器具の落下防止や家
造部材の耐震化の	(19.2%達成)	(28.8%達成)	(36.5%達成)	具の転倒防止等対策工事
促進				の進捗状況を指標とした。
				<調査方法:教育総務課調
				ベ>

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

施策3 学校規模の適正化及び小規模校の振興

1 施策の方向性と主な取組

(1) 学校規模の適正化及び小規模校の振興

ア 学校規模の適正化

都城市小・中学校適正配置方針については、平成27年度に文部科学省が示した学校適正規模の指針に基づき、見直しを図ります。その活用にあたっては、保護者や地域住民の要望等にも十分に配慮して検討を進めます。

イ 小規模校における教育環境の改善

地域や学校の特性に応じて、学校運営協議会と連携し、地域の人財・文化といった資源を生かした教育内容の工夫、大規模校との交流、小中一貫教育の推進等を図りながら、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導方法の改善が行われるよう支援します。

指標	現状	目標値(H30)	目標値(H35)	指標の説明
5年毎の小・中	平成 20 年度に	平成 30 年度	平成 35 年度	1歳から5歳の人数が把握
学校適正配置	適正配置方針を	に適正配置方	に適正配置方	でき、学校の将来像が見え
方針の見直し	見直し	針の見直し	針の見直し	る5年に一度、適正配置方
	・平成 28 年度に	(以後5年毎	(5年毎の見	針の見直しを実施するもの
	庁内検討委員	に見直し)	直し)	<調査方法:学校教育課調
	会を開催			べ>
	・平成 29 年度に			
	学校規模適正			
	配置審議委員			
	会を開催			

基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

施策1 生涯学習・社会教育の振興

1 施策の方向性と主な取組

(1) 生涯学習の機会と施設機能の充実

生涯学習に対するニーズの多様化に対応するため、生涯学習環境を支える人材の育成・発掘に努めます。また、その成果が、地域づくりに生かせるような仕組みを構築します。

常に新しい知識を吸収し豊かな心を培い、よりよい人生の創造と自己啓発をめざした、市民自ら企画・運営する民間主導型の生涯学習講座の開設に努めます。

地域の拠点施設である社会教育施設の望ましい在り方、役割について、調査・研究するとともに、機能の充実を図ります。

ア 生涯学習の機会の充実

生涯学習社会**¹⁾ の形成と市民の生きがいづくり、自己実現を図るために、学習機会の 拡充や生涯学習指導者の育成、人材ネットワークの充実、さらに学習成果を地域に還元す る仕組みづくりに努めます。

市民団体、グループの生涯学習活動を支援する一環として、市役所(ハロー市役所元気講座)や企業・組合(ハロー元気講座)等から講師が出向き、市の様々な制度の説明や企業等の専門的な知識を生かした講座や実習を行う出前講座の内容の充実に努めます。

イ ボランティア指導者の発掘

生涯学習推進に必要な事業として、学習機会や情報の提供、学習成果の発表等のよか・ 余暇・楽習ネットワーク事業について「きらりネット都城」と連携を図りながら、講師と なるボランティア指導者の発掘に努めます。

ウ 市民大学講座の充実

幅広い知識と深い教養を身に付けるとともに、受講生相互の交流と親睦を図り、さらに は市民文化の向上、生活課題や地域課題の解決に役立つ講座の充実に努めます。

エ 社会教育施設機能の充実

多種多様化した市民の生涯学習活動の機会づくりのため、老朽化した公立公民館等の整備を、その地区の特性や人口動態を加味しつつ、地区住民の意見に配慮しながら順次進めます。

※1) 生涯学習社会:人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会(文部科学省ホームページ、生涯学習社会の実現・総論より抜粋)

(2) 社会教育の充実

社会教育関係団体の育成や支援を行うことで、地域の活性化や人的ネットワークの形成を 促進します。

放課後子ども教室については、現在の教室の運営を更に充実させ、「都城市放課後子ども 総合プラン行動計画」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携型(モデル) を実施します。

社会教育関係団体の活性化のためリーダーの養成を図り、情報交換や研修の機会を充実させ、地域の課題に取り組む活動を支援します。

都城市社会教育関係団体等連絡協議会は、社会教育を基本に、まちづくり、環境、健康 等の広い分野に関わっている19の団体で組織されています。本市は、これらの団体の活動を、 関係部局と連携し、今後も継続して支援します。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
ハロー市役所	9,108名	9,800 名	10,900 名	講話や実習を行う出前講座を開
元気講座及び				講することで、市民の生涯学習
ハロー元気講				活動を支援することにつながる
座受講者数				ことから指標として設定した。
				<調査方法:生涯学習課調べ>

基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

施策2 生きる力を育む読書活動の推進

1 施策の方向性と主な取組

(1) 学校における読書活動の推進

全小学校に配置された図書館サポーターは、学校の教職員と連携を図りながら、読書活動を進めるための環境整備や授業サポートを行う等学校司書としての役割があります。今後も、読書活動の推進が一層図られるように継続した取組を進めます。

(2) 家庭における読書活動の推進

乳幼児を持つ保護者に対し、家庭内の読み聞かせの早期取組への意識向上を図ります。 また、小学生以上を持つ家庭に対しては「家読」(うちどく:家庭内読書推進運動)を推進し、家庭内での読書推進や読書をテーマに、家族で語り合う機会を多く創出できるよう努めます。

ア 絵本に親しむ機会づくり

こども課や読み聞かせボランティアと協力して、4か月健康相談の場で行っている「初めての読み聞かせ講座事業」の周知広報に努め、親子での参加者の増加を図ることにより、読み聞かせや本に親しむ環境の重要性への理解と関心を高めます。

イ 「家読」の推進

「家読」については、市立図書館の取組として、指定管理者^{※1)}と連携し、家読に適した本を特設コーナーに設置し、家庭内読書を推進します。さらに、図書館サポーターとの意見交換等を実施して連携を図ります。

※1) 指定管理者について: 平成30年度より市立図書館(高城図書館・くれよん号を含む)は指定管理者の運営になります。

(3) 市立図書館における読書活動の推進

平成30年度にオープン予定の新図書館は、ロビー空間やカフェを併設して、多くの市民 が気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを行うことで、人と人との出会いや交流の場とします。

また、ゆとりある広い図書館を実現することで、多くの資料を開架書庫に並べることができ、家族でも個人でも館内でゆったりと読書を楽しむことが可能です。この機会に、これまで以上に多くの市民が図書館を利用できるよう周知及び啓発に努めます。

図書館の魅力を内外にアピールすることで、入館者数・貸出者数・貸出冊数の大幅増をめ ざすとともに、新規登録者数を増加させることで、図書館の利用経験の無い市民へ読書啓発 を図ります。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
4か月健康相	59.7%	70%	75%	4か月健康相談受診率がブック
談受診率の向				スタートの関心度を示すことか
上				ら指標として設定した。
				<調査方法:こども課>
家読本の貸出	未実施	2,000 ⊞	2, 500 冊	家読特設本の年間貸出冊数が家
冊数の増				読の関心度・定着度を示すことか
				ら指標として設定した。
				<調査方法:図書館統計>
図書館入館者	218,564 人	310,000 人	320,000 人	図書館本館+高城分館の年間入
数の増				館者数の合計が図書館の活用度
				を示すことから指標として設定
				した。
				<調査方法:図書館統計>

基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

施策3 芸術文化の振興

1 施策の方向性及び主な取組

(1) 作品鑑賞の機会の提供

市民の芸術文化への意識を深めるため、地方では、見る機会の少ない国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供するための収蔵作品展(常設展)や特別展を開催します。

(2) 美術に関する資料の収集・調査研究

地域の美術に関する調査を進め、資料等を収集・調査研究し、市民の財産として後世に伝えます。

また、収集した資料等の調査研究の成果をもとに展示や刊行物等で情報を提供します。

(3) 人材育成及び芸術文化の交流の推進

ア 市民の芸術文化意識の向上

都城市美術展の開催を通して、市民の芸術文化への意識を高め、芸術を創造する人財の 育成を図ります。

イ 作品発表の場や交流機会の提供

美術愛好家や美術グループに展示室の一部を「市民ギャラリー」として貸し出し、作品 発表の場や愛好家同士の交流の機会を提供します。

ウ 学芸員の育成

芸術文化活動を充実させるために、不可欠である学芸員の育成及び計画的な採用が必要です。

(4)美術館収蔵品の充実や適正な保存

ア 収蔵作品の充実

都城出身の作家や、その作家に影響を与えた作家等の作品を収集し、収蔵作品の充実 を図ります。

イ 収蔵作品の適正管理

収蔵作品の適切な保存に努め、収蔵庫の環境管理を徹底し、作品の適正な保存管理及び 計画的な修復に努めます。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
年間入館者数	26,071 人	28,000 人	30,000 人	収蔵作品展(常設展)、特別展等
				を含めた利用状況を把握すること
				が重要であることから指標として
				設定した。
				〈調査方法:美術館調べ〉
作品の収蔵点数	1,199点	1,208点	1,220 点	収蔵作品の充実を図ることは、企
				画運営上、重要なため指標として
				設定した。
				〈調査方法:美術館調べ〉



山内多門「金剛山」



山田新一「湖上客船」

基本目標5 生涯を通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進

施策4 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用

1 施策の方向性と主な取組

(1) 学びの機会の提供

あらゆる世代の人々が郷土の歴史・文化を楽 しみながら学び、郷土への誇りと愛情を育むた めに、都城島津邸や歴史資料館等での展示の企 画内容の充実に努めます。

ア 都城島津邸の展示の充実

都城島津邸は県内唯一の公開承認施設と しての役割を認識し、適切な文化財の保存

展示に心がけます。



都城島津邸内にある都城島津伝承館

展示では、都城島津家に伝来した史料などの収蔵資料を中心とした収蔵史料展示・企画 展をはじめ、他の施設が保存する著名な国宝・重要文化財等を活用しながら、さらに魅力 ある特別展を開催し、市民が重要文化財等を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。

イ 歴史資料館等の展示の充実

歴史資料館等では、収蔵資料を活用し、学校の歴史の授業や歴史的な節目に合わせたタイムリーな展示を行います。

ウ 歴史・文化をテーマにした講座等の開催

市民が気軽に参加できる歴史・文化をテーマとした講座等を企画し、開催します。また、小・中学校等への出前授業等を実施し、学習機会の充実を図ります。

エ 歴史・文化に関する情報の発信

ホームページやガイドブック等を積極的に活用して、文化財に関する様々な情報を提供します。また、外国人観光客向けの多言語ホームページやパンフレット等の作成を行います。

オ 施設間の連携

都城島津邸をはじめ美術館、都城歴史資料館、高城郷土資料館、山之口麓文弥節人形浄 瑠璃資料館等の施設間の連携を図り、市民や観光客が施設を周遊できるような取組を行い ます。

(2) 歴史・文化に関する資料の収集・調査研究

地域の歴史・文化に関する調査を進めて、必要な資料を収集・調査研究し、市民の共有財産として後世に伝えます。

ア 資料の収集・調査

地域の歴史・文化を知る上で欠かすことのできない資料を収集し、適切な保存環境の下で保管します。また、現在は指定されていない文化財の情報収集に努め、指定基準を満たすものについては積極的に文化財指定に取り組みます。

イ 調査研究の充実

収集した資料の調査研究を進め、それらの成果を展示や刊行物等で情報を提供します。

(3) 歴史や文化遺産の保護・保存・活用

貴重な文化遺産を適切に保存し、地域の宝として継承・活用します。また、発掘調査で出土した資料を適切に収蔵・保管するとともに、広く公開・活用します。さらに、史跡を良好に保存・整備して、文化・観光のシンボルとしても活用方法を検討します。

ア 指定文化財の保存と活用

修繕や修復の必要な個人が所有する指定文化財に対して、都城市文化財保護条例や都城市文化財保護関係補助金交付要綱の規定に従い補助を行います。また、所有者や地域住民等と協力して、指定文化財を歴史資源として活用します。

イ 埋蔵文化財の保護及び活用

市内の埋蔵文化財包蔵地に対する周知や情報提供を充実し、開発事業者との調整を図ります。また、発掘調査で出土した資料を一括集約でき、適切に管理する埋蔵文化財センター(仮称)整備を計画し、整備後は、その成果を広く公開・活用します。

ウ 史跡の整備と活用

市内に残る史跡を良好な状態で保存・整備し、見学者の利便性の更なる向上を図るため、説明板や標柱の整備に取り組みます。

また、歴史公園として整備した国指定史 跡大島畠田遺跡を広く市内外に周 知し、歴史への造詣が深まるように活用を 図ります。



国指定史跡 大島畠田遺跡保存整備完成予想イメージ

エ 収蔵資料の保存・修復

収蔵資料の適切な保存に努め、その状態を正確に把握しながら、展示などの活用方針に 基づき計画的な修復に努めます。

- MANATACA A CALANDER								
指標	現状 (H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明				
都城島津邸の	64,519 人	65, 500 人	66,000 人	学びの機会の提供や収集した				
年間入場者				資料の活用を図るため、各施				
歴史資料館の	7, 100 人	7,200 人	7,300 人	設の利用状況(入館者数及び				
年間入館者	(過去5年間			各種講座の受講者数)を把握				
	の平均)			することが重要であることか				
歴史・文化講座	125 人	137 人	150 人	ら指標として設定した。				
等の参加者数				なお、展示企画や講座の内容				
(都城島津邸)				等によって、入館者数や参加				
体験学習会、歴	8,981 人	9,050人	9,100人	者数の増減幅があるため、現				
史講演会等の				状数値の微増を目標値とし				
参加者数				た。				
(文化財課)				<調査方法:都城島津邸・文				
				化財課調べ>				
文化財指定及	117 件	122 件	128 件	地域の埋もれた文化財を市指				
び登録件数				定にすることにより、文化財				
				の保護につながることから指				
				標として設定した。				
				なお、件数については直近3				
				年の指定件数が4件であるこ				
				とから、目標値を設定した。				
				<調査方法:文化財課調べ>				

基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進

施策1 生涯スポーツの振興

1 施策の方向性と主な取組

(1)幼少期のスポーツ機会の充実

幼少期のスポーツ機会においては、発達に応じた適切な指導を図ることにより、生涯に わたるスポーツ活動に向けた土台作りを行います。

未就学児を対象とした「親と子のスポーツ教室」を開催します。その内容としては、元気で伸び伸びとした子どもの育成と親子の絆の強化、さらに親同士のコミュニケーションの場を提供することを目的とし、前期・後期に分かれてそれぞれ 10 回ずつ、体育協会が開催しています。

この教室への参加者を増やすため、広報・メディア等を利用して広く周知を行うととも に、内容の充実を図ります。

また、子どものスポーツ活動に対する保護者の意識を高め、子どもがスポーツを好きに なるよう参加を促進します。

今後も体育協会との連携を図りながら、継続した取組として実施することで、未就学児がスポーツに親しむ機会の充実につなげます。

また、小学生については、小学校やスポーツクラブ等との連携を図りながら、各種スポーツクラブについての情報発信を行い、多様化するニーズに対応します。

スポーツ少年団については、少年団本部との連携を図りながら、積極的に団員や指導者向けの研修会を実施することで、活動の充実を図ります。

【親と子のスポーツ教室の様子】



(資料:スポーツ振興課)

【スポーツ少年団結団式の様子】



(資料:スポーツ振興課)

(2)総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブは、その地域に住んでいる人が年代、性別にかかわらず誰でも

気軽に参加でき、地域住民を主役として、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツ活動を楽しめるクラブです。

ある特定の種目だけでなく、いくつかの種目で、レベルや興味に応じてプログラムが選べるように構成されています。

今後は、クラブの活動内容を広く周知するなどして、活動の促進を図ることで既設のクラブの更なる育成を図り、また、新たなスポーツクラブの設立を推進します。

(3)地域スポーツの活性化

市民が身近な場所で継続的に、様々なスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツ 教室の内容を更に充実させます。

また、スポーツ推進委員の育成と確保を図ることで、市民ひとり1スポーツを推進します。 競うことよりも楽しむことを主としたニュースポーツを含めた各種スポーツの紹介と普及 に努め、地区体育協会等が主体となる地域スポーツ大会や種目別スポーツ大会の充実を図り ます。

地域スポーツ活動推進の中核となっている各地区スポーツ推進委員及び健康部と連携し、 比較的にスポーツ実施率が低い傾向にある、40 代から 60 代の中高年者のスポーツ実施率向 上を図るための啓発を行います。さらには、障がいのある人や中高年層向けのメニュー等に 関する指導者研修会を開催し、より多くの人がスポーツに親しむ体制づくりを支援します。

また、地域スポーツ教室参加者による軽スポーツ大会等の交流大会を実施するなど、誰も が参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、新たにスポーツを始めた市民や、現在スポーツに親しんでいる市民が、より継続的に活動できる場所として、一般の体育施設だけでなく、市内 52 校の学校体育施設についても、空き時間の開放事業を実施します。

【地域スポーツ教室の様子】

グラウンドゴルフ



(資料:スポーツ振興課)

卓球・ミニテニス等



(資料:スポーツ振興課)

指標	現状 (H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
運動・スポーツ	46.8%	60%	65%	市民が運動やスポーツに継続
を週1回以上				して取り組める機会の充実が、
行っている市				生涯スポーツ社会を実現する
民の割合				ことにつながることから指標
				として設定した。
				<調査方法:宮崎県県民意識調
				查>
スポーツ教室	2,277 人	2,500 人	2,700 人	各地区スポーツ推進委員を指
参加数				導者に軽スポーツ、レクリエー
				ション等を行うことで、市民の
				健康づくりと交流を深めるこ
				とにつながることから指標と
				して設定した。
				<調査方法:スポーツ振興課調
				べ>
小学生のスポ	61%	65%	70%	幼少期からのスポーツ活動へ
ーツ実施率 (週	(H28 調べ)			の取組が、生涯スポーツの推進
1回以上)				に繋がることから指標として
				設定した。
				<調査方法:スポーツ振興課調
				ベ>

基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進

施策2 競技スポーツの強化

1 施策の方向性と主な取組

(1) 少年期からの一貫した指導・育成体制の確立

体育協会の各競技団体との連携はもとより、学校体育(小学校・中学校・高等学校の体育連盟)及び民間のスポーツクラブ等との連携により、少年期からの一貫指導による高度な技術を持った競技スポーツ選手の育成と各競技団体の競技力向上を図ります。

また、県が実施するワールドアスリート発掘・育成プロジェクト^{※1)} やトップアスリート育成事業^{※2)} との連携により、効率的で効果的な選手育成に向けての取組を推進します。 ※1) ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト:運動能力に秀でた小学生を発掘し、世界レベルで活躍するスポーツ選手に育て上げる取組。

※2)トップアスリート育成事業:トップ選手を継続的に育成するために、中学生から高校生まで優秀な選手を学年ごとに選出し、県内外から優秀な指導者を招聘して、中高合同の合宿練習や研修会等を実施すること。

(2)スポーツキャンプ・合宿、大会等の誘致支援

競技能力の高い選手(プロ、社会人、大学生) 等のプレーを身近に体感できる環境づくりを進め ることは、児童生徒にとって非常に重要です。

合宿等の誘致には、プロの選手が利用できる程度の施設の充実が必要です。関係部局との連携を強化し、国内外のプロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや、合宿・大会等の誘致活動に積極的に取り組みます。

【スポーツキャンプの様子】



(資料:みやこんじょ PR課)

(3) 指導者の育成・確保

スポーツの振興及び競技力の向上等に継続的に取り組むためには、それを支える指導者 の育成・確保を図ることが重要です。

体育協会や各競技団体、スポーツ少年団本部等と連携しながら、研修会や講習会等を開き、 高度な知識とスキル、指導力を持った指導者の育成及び確保に努めます。

体育協会を中心にスポーツ指導者育成事業を実施し、養成された指導者の効果的・効率的活用を促進するとともに、効果的な広報活動により、スポーツ指導者の社会的価値を高めます。

【体育協会加盟団体(47団体)】

1	都城市陸上競技協会	17	都城市馬術連盟	33	都城北諸地区空手道連盟
2	都城市水泳協会	18	都城クレー射撃同好会	34	都城市地区体育協会連絡協議会
3	都城市ソフトテニス連盟	19	都城市アマチュアレスリング協会	35	都城市小学校体育連盟
4	都城市アマチュア自転車連盟	20	宮崎県剣道連盟都北支部	36	都城市中学校体育連盟
5	都城市サッカー協会	21	宮崎県銃剣道連盟都城支部	37	宮崎県高等学校体育連盟都北支部
6	都城ラグビーフットボール協会	22	都城地区バレーボール協会	38	都城工業高等専門学校
7	都城地区軟式野球連盟	23	都城市バドミントン協会	39	都城市スポーツ少年団本部
8	都城バスケットボール協会	24	都城地区ソフトボール協会	40	都城市ターゲットバードゴルフ協会
9	都城市ゲートボール協会	25	都城山岳会	41	山之口地区体育協会
10	宮崎県弓道連盟都城支部	26	宮崎県四半的弓道連盟都北支部	42	高城地区体育協会
11	都城市アマチュアボクシング連盟	27	都城市少林寺拳法連盟	43	山田地区体育協会
12	都城市相撲連盟	28	都城市ミニバレーボール協会	44	高崎地区体育協会
13	都城市テニス協会	29	都城市グラウンドゴルフ協会	45	都城ウォーキングクラブ
14	都城地区柔道会	30	都城市ボウリング協会	46	都城地区スポーツ指導者協議会
15	都城市卓球協会	31	都城市ミニテニス協会	47	都城市空手道連盟
16	都城地区ハンドボール協会	32	都城市レクリエーション協会		

(資料:スポーツ振興課)

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
県民総合スポーツ	33 団体	40 団体	43 団体	入賞数が増加することが、競技力向
祭入賞数	46 個人	50 個人	54 個人	上と底辺の拡大につながることから
				指標として設定した。
				<調査方法:県スポーツ振興課調べ
				>
公認指導者登録数	193 人	200 人	210 人	指導者養成のための講習会や研修会
				の開催により、登録指導者の育成と
				確保を図ることで、底辺の拡大及び
				競技力の向上につながることから、
				指標とした。
				<調査方法:都城市体育協会調べ>

基本目標6 魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会づくりの推進

施策3 スポーツ環境の整備

1 施策の方向性と主な取組

(1)スポーツ施設整備ビジョン策定及び計画的な整備の実施

現在の施設利用について、現状を分析し、その結果を踏まえた上で、キャンプ・合宿・県大会以上の誘致を目的とした施設、市レベルの大会会場を目的とした施設、市民利用が主体となる施設、競技を選択して利用する拠点的施設等の区分を行い、整備計画を策定します。

施設の長寿命化及び維持管理費の抑制等、長期的展望に立った施設の整備及び使用に関するルール化等も考慮し、平成30年度以降の新スポーツ施設整備ビジョンを策定します。そのビジョンに基づいた整備計画を立て、年次的な整備を図ります。

なお、施設の整備等に関しては、子どもや高齢者・障がいのある人をはじめ、誰でも安心 して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮して整備を行います。

(2) 既存施設有効活用の促進

都城市公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、既存の体育施設をより有効に活用していくことを目指します。そのために、施設の老朽化に伴う改修及び耐震補強を進め、より利用しやすく安全な施設の提供を実現します。

老朽化している体育施設について、利用者数や危険性がより高い施設を優先し、耐震補強計画ともリンクした改修計画を策定します。また、日常の利用においての利用者の安全に配慮し、必要な改修は早急に対応します。

さらに、子どもや高齢者、障がいのある人など、だれにでも利用しやすい施設を目指し、 ユニバーサルデザインを取り入れた改修を実施します。

(3) 利用者の満足度を高めるためのサービス向上

施設をより快適に利用していただくために、利用者のサービスの向上を図ります。施設 借用や、管理運営の方法などを改善します。

ア 体育施設情報の提供

市民の多くは市の広報による情報収集を望んでいることから、今後、さらに内容の充実したスポーツ関連情報を広報紙や公民館だより等を通してより適切に情報提供します。

また、スポーツ教室やイベント・大会、健康体力づくり情報、ニュースポーツの紹介等、スポーツに関連する情報についても、ホームページ等を活用して発信します。

施設を更に有効活用していただくために、体育施設ごとに、利用できる競技種目や設備 内容の案内、施設利用の申込みの方法など、これからスポーツを始めたい市民に役立つ情 報の提供を推進します。

イ 利用者の満足度の向上

施設の指定管理者との情報共有や連絡調整を図り、利用者のニーズや、市の管理方針等を適確に伝えることにより、施設の維持管理だけでなく、利用者の満足度の向上につなげます。

多様化する施設利用のニーズに応え、利用者満足度を高めるために、指定管理者への定期的なモニタリングや管理月報から自主事業の内容や、利用者アンケートの結果を精査し、 指定管理者へ管理運営方法の提言などを行います。

なお、指定管理者に対するモニタリングを、より実効性のある指導・監督とするため、 マニュアルに沿った取組の更なる徹底に加えて、厳格なモニタリングが実施できる体制づ くりを行います。

指標	現状(H27)	目標値(H33)	目標値(H38)	指標の説明
屋内体育施設の	耐震補強率	耐震補強率	耐震補強率	屋内体育施設の耐震補強を
耐震化及び老朽	41%	45%	50%	実施する。
化に伴う改修				<調査方法:スポーツ振興課
				>

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

家庭・学校・地域、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して計画を着実に実行します。

また、本計画は、教育分野だけでなく、子育て支援や福祉分野と深く関連する部分があり、 関係部局と相互連携し、協力をしながら施策を推進します。

2 計画の進行管理

施策ごとの管理指標は計画の中間及び最終年度の目標値を設定しています。

この計画を効果的かつ着実に推進するためには、各施策に基づき実施した事業の点検と、 結果のフィードバックが不可欠です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき、毎年度、評価と進行管理を行います。その結果を速やかにホームページ上に公表するとともに、PDCAサイクルに基づく見直しを行います。

具体的には、管理指標の達成度及び計画に位置付けた事業及び単年度の重点事業について 成果指標をとりまとめ、公表します。

事業実施後は、外部評価委員により成果指標の達成度を点検・評価し、その結果を公表します。

点検・評価の結果を受けて、主要事業、予算に反映させるよう見直しや改善方法の検討を 行います。

